

## DISCLOSUPE COMTENTS

## ごあいさつ

## I．JA道東あさひの概要 <br> 1

1．経営理念•経営方針 ..... 1
2．主要な業務の内容 ..... 3
3．経営の組織 ..... 11
4．社会的責任と地域貢献活動 ..... 15
5．リスク管理の状況 ..... 19
6．自己資本の状況 ..... 23
II．業 績 等 ..... 24
1．直近の事業年度における事業の概況 ..... 24
2．最近5年間の主要な経営指標 ..... 27
3．決算関係書類（2期分） ..... 28
III．信用事業 ..... 50
1．信用事業の考え方 ..... 50
2．信用事業の状況 ..... 51
3．貯金に関する指標 ..... 53
4．貸出金等に関する指標 ..... 54
5．農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高 ..... 58
6．有価証券に関する指標 ..... 59
7．有価証券等の時価情報 ..... 59
8．貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ..... 61
9．貸出金償却の額 ..... 61
IV．その他の事業 ..... 62
1．営農指導事業 ..... 62
2．共済事業 ..... 62
3．販売事業 ..... 64
4．利用事業 ..... 64
5．購買事業 ..... 65
V．自己資本の充実の状況 ..... 66
1．自己資本の構成に関する事項 ..... 66
2．自己資本の充実度に関する事項 ..... 68
3．信用リスクに関する事項 ..... 71
4．信用リスク削減手法に関する事項 ..... 75
5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ..... 77
6．証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 77
7．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 ..... 77
8．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ..... 79
9．金利リスクに関する事項 ..... 80
VI．財務諸表の正確性等にかかる確認 ..... 82
VII．沿革•歩み ..... 83
VII．記載項目 ..... 84

## I．JA道東あさひの概要

1．経㗬理念•経学方针
（経営理念）
わたしたち JA道東あさひの組合員•役職員は，協同組合運動の基本的な定義•価値•原則 （自主，自立，参加，民主的運営，公正，連帯など）に基づき行動します。そして，地球的視野に立って環境変化を見通し，組織•事業•経営の革新をはかります。さらに，地域•全国•世界の協同組合の仲間と連携し，より民主的で公正な社会の実現に努めます。
このため，わたしたちは次のことを通じ，農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

1．地域の農業を振興し，わが国の食と緑と水を守ります。
2．環境•文化•福祉への貢献を通じて，安心して暮らせる豊かな地域社会を築きます。
3．JAへの積極的な参加と連帯によって，協同の成果を実現します。
4．自主•自立と民主的運営の基本に立ち，JAを健全に経営し信頼を高めます。
5．協同の理念を学び実践を通じて，共に生きがいを追求します。

## （経営方針）

当JAの本年度事業計画の基本として，第3次地域農業振興計画「JA道東あさひビジョン 2025」（令和2年度基準：令和3年度～7年度計画）に掲げる「生産性向上対策」「構造変化対策」を根幹に事業展開を図って参ります。第3次の地域農業振興計画も3年度目を迎えるな か，令和3年度から生乳需給が大きく緩和する状況が続くなか，脱脂粉乳・バターを中心とす る在庫が積み上がり，令和5年度の生乳生産計画は令和4年度に引き続き生乳生産抑制を要する在庫状況との判断から，令和3年度の全道配分数量を基本とした（新規就農配分数量 と規模拡大者配分数量を除く）配分構成比に基づき，各JAに対し計画配分数量が示されて おります。本年度に於いても生乳生産量を抑制せざるを得ない環境となり，より生産効率を高 める観点から，北海道酪農体質強化対策事業を活用し雌雄判別精液の助成対策などを講じ「後継牛の安定的な確保」と乳検情報などを活用した「牛群資質向上」の取り組みを根幹とし ながら，「地域性乳生産者の相互協調」のもとJA全体として生産状況を勘案しつつ配分数量枠内に納める事を基本として取り組んで参ります。
また，「ウクライナ危機」の影響が長引くなか「飼料•原油•諸資材の高騰」が続き，特に飼料価格の高値安定状況にあって制度上，配合飼料価格安定制度の発動要件が機能しない状況を踏まえ，JAグループ北海道として強く新たな制度構築を求め，政府は「新たな特例」を恒久的に措置される事としましたが，酪農畜産経営の危機的環境にあつて抜本的な所得確保対策を求めつつ，生乳需給安定化対策の具体化と生産コストに見合う供給価格の機動的発動体制の構築を目指し，食料安全保障に資する「食料•農業•農村基本法」の改定に伴う細則などに留意するとともに，食料安全保障対策に資する継続的な要請活動も展開して参りま す。

当JAに於きましても期中の財務状況を勘案のうえ支援対策の検討を深めるとともに，経営安定に資するためより深く個別協議に努め，生産•経営推移を注視しつつ「関係機関を含め た技術相談」｢必要に応じた融資協議」を適宜対応して参ります。

## 事業方針事項

## 【主題】

JA道東あさひ組織基盤強化に向けて
1）営農作業の省力化と農業所得の維持•向上対策
2）将来を見据えた農地流動化•再編方策の検討
3）良質生産物の安定化と付加価値向上対策
4）活力ある草地基盤の増進と単位栄養収量の増収対策
5）身近な営農相談機能の深耕と普及
6）第3次地域農業振興計画の実践
7）内部統制の充実と検証機能の強化
8）農業女性の組織参画•活動の活性化
9）やりがい，働きがいを感じる業務環境の改善•整備
＜第30回JA北海道大会決議の実践方策＞
議案第1号「JA運営の好循環」に向けて対話の成果を実践～加速する社会•経済環境の変化への適応
『組合員との対話を通じた「実践方策」の設定，実践•改善を繰り替えるPDCAサイクルの
実践
『対話の着眼点で掲げた事項への対応
（1）農業所得の増大•生産基盤の確立
（2）地域における生活基盤の安定
（3）人づくり（組合員）
（4）人づくり（役職員）
（5）JAの健全な財務体質の確立
（6）JA収支の安定•確保
（7）北海道農業やJAに関する地域住民理解の醸成
議案第2号「JA運営の好循環」を支える人づくり・JA経営の強化
『組合員の人づくり

- 組織活動の強化•活性化
- 協同組合運動の意義•必要性を学ぶための組合員向け情報発信の強化
- 次世代リーダー育成に向けた研修体系の構築
$\diamond J A$ 役職員の人づくり
- 役員の自己錬磨によるリーダーシップの発揮
- 「人事労務基本方針」等の体系構築•見直し
- 事業運営に必要な人員体制の確保•定着
- JA経営基盤の確立•強化
- 収支シミュレーションを基にした収支改善サイクルの実践


## 2．主要な業務の内容

## 事業のご案内

## 信用事業

信用事業は，貯金，貸出，為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は，JA•信連•農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき，「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

## －貯金業務

組合員の方はもちろん，地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金，当座貯金，定期貯金，定期積金，総合口座などの各種貯金を目的•期間•金額にあわせてご利用いただいています。
また，公共料金，都道府県税，市町村税，各種料金のお支払い，年金のお受け取り，給与振込等も ご利用いただけます。

| 貯金商品一覧（種類，特徴と内容，預入期間，預入金額） |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 商品名 | 預入期間 |
| 普通貯金 | 普通貯金（預入金額1円以上） | 期間の定めなし |
| 総合口座 | 普通貯金（総合口座）（預入金額1円以上） | 期間の定めなし |
| 貯蓄貯金 | 貯蓄貯金（預入金額1円以上） | 期間の定めなし |
| 通知貯金 | 通知貯金（預入金額50，000円以上） | 期間の定めなし $\% 7$ 日間の据置期間必要 |
| 定期貯金 | スーパー定期貯金（単利型） <br> （預入金額1円以上） | 定型方式：1力月，2力月，3力月，6力月， 1年，2年，3年，4年， 5 年期日指定方式： 1 力月超 5 年末満 |
|  | スーパー定期貯金（複利型） <br> （預入金額1円以上） | 定型方式：3年，4年，5年期日指定方式： 3 年超 5 年未満 |
|  | 大口定期貯金 （預入金額 1,000 万円以上） | 定型方式：1力月，2力月，3力月，6力月， 1年，2年，3年，4年， 5 年期日指定方式：1力月超5年末満 |
|  | 期日指定定期貯金 <br> （預入金額 1 円以上 300 万円未満） | 最長3年 |
|  | 変動金利定期貯金（単利型） （預入金額1円以上） | 1年，2年，3年 |
|  | 変動金利定期貯金（複利型） （預入金額1円以上） | 3年 |
| 積立定期貯金 | 積立式定期貯金（エンドレス型） （預入金額1回あたり1円以上） | 積立期限に定めなし |
|  | 積立式定期貯金（満期型） （預入金額1回あたり1円以上） | 積立期間 6 力月以上 10 年以下据置期間1力月以上 3 年以下 |
|  | 積立式定期貯金（年金型） （預入金額1回あたり1円以上） | 積立期間12力月以上据置期間2力月以上 10 年以内受取期間3力月以上 20 年以内 |
| 定期積金 | 定期積金（目標式） <br> （預入金額1回あたり1，000円以上） | 6力月以上5年以下 |
|  | 定期積金（定額式） <br> （預入金額1回あたり1，000円以上） |  |

## －貸出業務

農業専門金融機関として，農業の振興を図るための農業関連資金はもとより，組合員の皆さまの生活 を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。
また，地域金融機関の役割として，地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や，地方公共団体，農業関連産業•地元企業等，農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し，農業の振興はもとより，地域社会の発展のために貢献しています。
さらに，株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付，個人向けローン も取り扱っています。

|  | 貸出商品一覧（種類，融資限度，融資期間） |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 短\| | 一般貸付 | 担保または返済則源の範囲内（1年以内）／組合員外融資限度500万円 |
|  | 貯金担保貸付 | 担保として質入した定期貯金の範囲または定期積金の払込済残高の筐囲内 （1年以内） |
|  | 共斎担保貸付 | 解約返戻金の $80 \%$ 以内（ 1 年以内）／組合員外融資限度 500 万円 |
| $\begin{array}{\|c\|c\|} \hline \text { 長 } \\ \text { 期 } \end{array}$ | 一般貸付 | 担保または返済財源の範囲内（15年以内）／組合員外 融資限度 500 万円（ 10 年以内） |
|  | 貯金担保貸付 | 担保として質入した定期貯金の範囲または定期積金の払込済残高の範囲内（融資期間は担保貯金の満期日以内） |
|  | 共斎担保貸付 | 解約返戻金の $80 \%$ 以内（ 15 年以内（らち据置 5 年以内））／組合員外 融資限度 500万円 |
| 消 | JA住宅ローン保証機関：農信基•KHL | 10 万円以上 10,000 万円以内（ 3 年以上 40 年以内） <br> （一般型）自己資金額が所要金頟の $20 \%$ 以上あること （ $100 \%$ 応援型）所要金額の範囲内 ※農業者以外は別途要件あり |
|  | JA住宅ローン（借換）保証機関：農信基•KHL | 10 万円以上 10,000 万円以内（ 3 年以上 40 年以内） <br> 所要金額の範囲内 <br> 他金融機関から現在借入中の住宅ローン残存期間内 |
|  |  | 10 万円以上 1,000 万円以内（ 1 年以上 15 年以内） <br> 所要金額の範囲内 <br> 借換の場合は，現在借入中のリフォームローンの残存期間内 |
|  | $\begin{aligned} & \text { JAマイカーローン } \\ & \text { 保証機関:農信基, 三菱UFJニコス } \\ & \text { オリンシャックス } \end{aligned}$ | 10 万円以上最大 1,000 万円以内（ $6 ヶ$ ヶ以上 10 年以内）借換の場合は，現在借入中のマイカーローンの残存期間内 |
|  | JA教育ローン <br> 保証機関：農信基，オリコ・ジャックス | 10 万円以上最大 1,000 万円以内（最長 16 年 6 力月以内（在学期間 +10 年 6 力月）据置期間含む）※融資期間は保証機関により異なります <br> 借換の場合は，現在借入中の教育資金の残存期間内 |
|  | $\begin{aligned} & \text { JA多目的ローン } \\ & \text { 保証機関:農信基 } \end{aligned}$ | 10 万円以上 300 万円以内（6ヶ月以上最大 10 年以内） |
|  | JAフリーローン <br> 保証機関：ニコス，オリコ・ジャックス | 10 万円以上 500 万円以内（6ヶ月以上 10 年以内） |
|  | $\begin{aligned} & \text { JAカードローン } \\ & \text { 保証機関:農信基, 三䔖UFJニコス } \\ & \text { オオコンシャッス } \end{aligned}$ | 極度額 10 万円以上 500 万円以内（ 1 年以内）申込可能年齢：最大 満70歳未满 ※対象年龄は保証機関により異なります |

※貸付に伴い，融資商品により組合員への加入をお願いしております。 また，各種ローンは商品•保証機関等により詳細条件が設定されております。

## －為替業務

全国のJA•信連•農林中金の店舗を始め，全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び，当 JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込•送金や手形•小切手等の取立が安全•確実•迅速にできます。

## ｻサービス・その他

当JAではコンピュータ・オンラインシステムを利用して，各種自動受取•支払などを取り扱っています。 また，全国のJAでの貯金の出し入れや銀行，信用金庫，コンビニエンス・ストアーなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど，いろいろなサービスに努めています。

| 振込手数料一覧 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 項目 | 振込金額 | 自店及び本支所間 | 系統宛 | 他行宛 |
| 窓口（電信） | 5万円未満 | 0円 | 220円 | 660円 |
|  | 5万円以上 |  | 440円 | 880円 |
| 窓口（文書） | 5万円未満 |  | 220円 | 440円 |
|  | 5万円以上 |  | 440円 | 660円 |
| 定時自動送金 | 5万円未満 | 0円 | 220円 | 660円 |
|  | 5万円以上 |  | 440円 | 880円 |
| ATM（自動機） | 5万円未満 | 0円 | 110円 | 275円 |
|  | 5万円以上 |  | 220円 | 330 円 |
| IB／法人IB振込 | 5万円未満 | 0円 | 110円 | 275円 |
|  | 5万円以上 |  | 220円 | 330円 |
| FB ／ HB 振込 | 5万円未満 | 0円 | 110円 | 330円 |
|  | 5万円以上 |  | 220円 | 440円 |
| 代金取立手数料 普通扱（1通） |  |  | 440円 | 660円 |
| 代金取立手数料 至急扱（1通） |  |  | 440円 | 880円 |
| 振込•取立組戻し手数料（1件） |  |  | 660円 | 660円 |

両替手数料•硬貨入金手数料

|  | 硬貨•紙幣枚数 | 料金 |
| :---: | :---: | :---: |
| 両替手数料 | $1 \sim 20$ 枚 | 無料 |
|  | $21 \sim 100$ 枚 | 110 円 |
|  | $101 \sim 1,000$ 枚 | 220 円 |
|  | $1,001 \sim 2,000$ 枚 | 440 円 |
| 硬貨入金手数料 | 2,001 枚以上 | 500 枚毎に220円を加算 |
|  | 硬貨枚数 | 料金 |
|  | $1 \sim 100$ 枚 | 無料 |
|  | $101 \sim 1,000$ 枚 | 330 円 |

その他手数料一覧

| 再発行手数料 ※1通につき | 通帳 | 証書 | ICキャッシュカード |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 550円 | 550円 | 1，100円 |  |
| 残高証明書発行手数料 <br> ※1通につき | 所定様式 | 所定外 | 監査法人 |  |
|  | 220円 | 1，100円 | 3，300円 |  |
| IB利用手数料 | 月額 0円 |  |  |  |
| 法人IB利用手数料 | 基本サービス（照会•振込サービス） |  | 月額 | 1，100円 |
|  | 基本サービス＋データ伝送サービス |  | 月額 | 3，300円 |
| FB／HB利用手数料 | 月額 5，500円 |  |  |  |
| 未利用口座管理手数料 | 年額 1，320円 |  |  |  |

※IBはインターネットバンキング，FBはファームバンキング，HBはホームバンキングの略。

ATMご利用手数料

|  | 時間 | JA |  | セブ | 銀行 | $\begin{gathered} \text { JFマリン } \\ \text { バンク } \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { ゆうも } \\ & \text { ロー } \end{aligned}$ | 銀行銀行 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | ご入金 | ご出金 | ご入金 | ご出金 | ご出金 | ご入金 | ご出金 |
| 平日 | 8：45まで | 終日無料 |  | 110円 | 110円 | 終日無料 | 220円 | 220円 |
|  | 8：45～18：00 |  |  | 無料 | 無料 |  | 110円 | 110円 |
|  | 18：00から |  |  | 110円 | 110円 |  | 220円 | 220円 |
| 土曜 | 9：00まで |  |  | 110円 | 110円 |  | 220円 | 220円 |
|  | 9：00～14：00 |  |  | 無料 | 無料 |  | 110円 | 110円 |
|  | 14：00から |  |  | 110円 | 110円 |  | 220円 | 220円 |
| 日曜祝日 | 終日 |  |  | 110円 | 110円 |  | 220円 | 220円 |

※ATMの稼働時間は金融機関によって異なります。稼働時間内であってもお取引できない場合が ございます。詳しくはJAまたはご利用のATMの掲示板等をご覧ください。

## 共済事業

## －共済業務

JA共済は，JAが行ら地域密着型の総合事業の一環として，組合員•利用者の皆様の生命•傷害•家屋•財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方 を実施しており，個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。
JA共済では，生命•建物•自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

## 共済仕組一覧（種類，内容）

## 「ひと」に関する共済

（1）終身共済
加入したそのときから，一生涯の死亡第一級後遺障害状態•重度要介護状態の保障を確保できま す。被共済者が病気や災害により所定の状態に該当したとき，以後の共済掛金の払込は免除となりま す。また，定期特約等を付加することで主契約共済掛金払込終了までの期間，保障を大きくすることが できます。さらに，後遺障害をバックアップする特約を付加すれば，思わぬ災害で障害が残ってしまっ た場合もカバーできます。
（2）引受緩和型終身共済
幅広い年齢層の一生涯の保障を確保するため，健康に不安を有する方も簡単な告知でお申込み出来る間口の広い共済です。
加入年齢は，18歳から80歳までで終身保障です。
（3）生存給付金特則付一時払終身共済（平28．10）
毎年，生存給付金受取人（お子様さま・お孫さまなど）に生存給付金を支払うことで生前贈与に活用 できる共済で，被共済者様が生存している限り，生存給付金支払期間が満了するまで毎年「共済金額 $\times 20 \%$ 」の生存給付金が支払われます。
生存給付金支払期間には，5年•10年•15年•20年があり，生存給付金支払期間中に被共済者が死亡した場合，「共済金額と同額＋（共済金額 $\times 20 \% \times$ 生存給付金支払期間の残存期間）」の額の死亡共済金が支払われます。

## （4）定期生命共済

死亡•第一級後遺障害の状態•重度要介護状態を一定期間保障する，掛け捨てタイプの共済です。万一保障の増額と保障延長が可能となり，低廉な掛金でライフプランと合わせて必要な期間が選べ ます。
（5）養老生命共済
一定期間の被共済者の死亡•第一級後遺障害状態•重度要介護状態が保障されるとともに，満期時 に生存しているときは，満期金が支払われるという「保障」と「貯蓄」の2つの機能を兼ね備えた共済で す。教育•結婚資金など将来の資金準備を進めながら，万一の場合にも備えることができます。基本型 のほかに3年毎また5年毎に「中途給付金」が支払われる中途給付特則付養老生命共済もあります。
（6）医療共済
さまざまな病気や不慮の事故による1日（日帰り）以上の所定の入院を一時金で保障する共済です。
共済期間には，終身•80歳満了•10年（更新）の3種類あり，入院保障は，日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ，入院費用への備えはもちろん，その前後の通院•在宅医療などにも活用できます。 また，一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
なお，手術•放射線治療保障，差額ベッド代等の諸費用に対応する入院時諸費用保障，先進医療保障の有無を契約時に選択できます。
（7）引受緩和型医療共済
幅広い年齢層の医療保障ニーズに的確に対応するため，健康に不安を有する方も簡単な告知でお申込みできる間口の広い共済です。
加入年齢は，18歳から80歳までで終身保障です。
（8）がん共済
がん・脳腫瘍に罹患した場合，その入院や手術，放射線治療等を保障する共済です。がんと診断さ れたときや，がんの治療が長期にわたつた場合にそれらの費用をサポートする一時金が出るなど，ひと つの契約で総合的に保障しています。
※がんにかかる責任（保障）の開始は，ご契約日からその日を含めて 90 日間を経過した日の翌日から となります。
（9）生活障害共済
被共済者が身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級から4級までの障害に該当し，同法に基づ き障害の級別が1級から4級までの身体障害者手帳が交付されたときに，共済金等をお支払いすること によって一定期間の身体障害保障を確保する共済です。一時金でお受け取りいただける「一時金型」 と，被共済者が生存されている限り所定の期間が満了するまで生活障害年金をお受け取りいただける「定期年金型」の 2 つのタイプがあります。
（10）特定重度疾病共済
三大疾病（がん・心血管疾患•脳血管疾患）に加えて，「その他の生活習慣病」まで幅広く保障する共済です。「がん」「心•血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病•肝硬変•慢性じん不全•慢性すい炎」の 4 つの区分ごとに共済期間を通じてそれぞれ1回（最大で4回）の共済金をお支払いいたします。共済金がま とまった一時金で受け取れるため，薬剤•通院・リハビリ等の継続的な治療による様々な経済的負担に備えることができます。
（11）認知症共済
所定の認知症と診断確定され，要介護1以上の認定となった場合に，共済金額と同額の一時金をお受け取りになれます。認知症の前段階である「経度認知症障害」（MCI）と診断された場合についても，共済金額の一部を給付金としてお受け取り頂けます。簡単な告知でご加入ができ，幅広く保障します。

## （12）介護共済

長生きの時代を安心して暮らしていける一生涯の介護保障で，所定の要介護状態になったとき，「介護共済金」をお受け取りになれます。
この共済は，公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で，「要介護2から5」に認定された場合を対象とし，幅広い要介護状態を保障します。また，JA共済所定の「重度要介護状態」になった場合 も保障しますので，公的介護保険の認定を受けられない方も保障の対象となる場合があります。
（13）一時払介護共済
被共済者が公的介護保険制度による要介護認定を受け，要介護2以上に該当していると認定された とき，または所定の重度要介護状態になられたときに，共済金をお支払いすることによって介護保障を生涯にわたつて確保する共済です。満期共済金や退職金等の一時金を活用して一生涯にわたつて介護の不安に備えることができます。
（14）予定利率変動型年金共済
契約当初5年間は予定利率を固定し6年目以降1年ごとに予定利率を見直す共済で，年金の受け取 りは保障期間付終身年金タイプか定期年金タイプを選択することができます。
保障期間付終身年金タイプは，生涯にわたり年金を受け取ることができます。また，保障期間中に万一（死亡）のことがあっても，保障期間の残りの年金を支払います。
定期年金タイプは，あらかじめ定めた5年，10年，15年のいずれかの期間，生存を条件に毎年年金を受け取ることができ，公的年金が受給できるまでの「つなぎ年金」として活用することができます。
（15）こども共済
お子さま・お孫さまの教育資金を計画的に準備できるのが特徴です。ご入学（園）の時期にあわせて「入学祝金」をお受け取りになれる「祝金型」と，進学に役立つ「学資金」をお受け取りになれる「学資金型」からニーズにあわせて選べます。
また，ご契約者が万一のとき，または所定の後遺障害状態•重度要介護状態になられた場合には，そ の後の共済掛金（特約含む）の払込が不要ならえ，「入学祝金」や「学資金」，「満期共済金」も通常どお りお受け取りになれます。
尚，平成29年4月より共済掛金払込免除不担保特則が新設され，共済掛金払込免除不担保特則「あ り」の場合ご契約者の年齢•健康状態に関わらずご契約できます。
（16）傷害共済
農作業中やイベント中など，災害によって負った被害（死亡•後遺障害•重度後遺障害•部位症状別治療）に対して，共済金をお支払いします。
（17）賠償責任共済
日本国内において発生した自動車事故以外の被共済者の日常生活や農作業などに起因する事故 により，他人を死亡させたり，負傷させたり，あるいは他人の財物に損害を与えたりして法律上の損害賠償責任を負い，賠償金を支払わなければならなくなった場合に保障する共済です。
（18）農業者賠償責任共済
「生産」から「出荷•販売後」までに想定される農業者に関する賠償リスクを幅広くカバーします。農地面積と支払限度額に基づく，分かりやすい共済掛金設定です。

## 「いえ」に関する共済

（1）建物更生共済
建物，特定建築物，家財または営業用什器備品などを対象に，損害が発生した際に生じる各種の費用の給付や家族などの傷害に対する保障を組み込んだ総合共済です。
加入共済金額や共済の対象の経過年数によっても異なりますが，残存価額の割合が $50 \%$ 以上の場合，火災で建物が損害を受けたときは，再取得価額まで保障します。ただし，地震等による損害の場合 は再取得価額の半分が上限となります。最長30年間保障を継続することができます。
＜建物更生共済の保障の内容＞

| 種 類 | 内 容 |
| :---: | :---: |
| 火災等の保障 | 火災や落雷，爆発および水ぬれなどさまざまな事故で共済の対象に損害を受けたと きは，損害の程度に応じて火災共済金のほか，損害防止費用共済金，失火見舞費用共済金，臨時費用共済金，残存物とりかたづけ費用共済金，盗難再発防止費用共済金，特別費用共済金，ドアロック交換費用共済金をプラスして支払います。 |
| 自然災害の保障 | 風災，ひよう災，雪災，水災をはじめ，地震等の自然災害による損害には，損害割合 に応じて自然災害共済金，地震共済金を支払います。また，風災，ひよう災，雪災，水災については，自然災害共済金を支払う場合に臨時費用共済金，残存物とりかたづ け費用共済金，特別費用共済金をプラスして支払います。 |
| 満期共済金 | 満期時には満期共済金が支払われますので，建物•特定建築物の新築•増改築もし くは動産の買い替えのための資金を準備することができます。 |
| 修理費共済金 | 修理費給付特約を付加することによって，保障期間の中途において，満期共済金の一部を修理費共済金として先払いし，建物•特定建築物の修理費用または動産の買 い替え費用等に充てることができます。 |
| 傷害共済金 | 火災等や自然災害で共済の対象が損害を受けたときに，被共済者やその家族等が死亡，後遺障害あるいは治療•施術をした場合には，傷害の程度に応じて傷害共済金を支払います。 |
| 水道管凍結修理費用共済金 | 建物•特定建築物の専用水道管について，凍結によって破損が生じたときに，必要 な費用を支払います。 |

（2）火災共済
建物や建物内に収納されている動産が火災や落雷，破裂，爆発などによって損害を受けたときの保障をする共済です。
火災共済は，建物更生共済と異なり，保障対象が火災等に限定され，台風や豪雨等の自然災害は保障対象外となる掛捨型です。
【注】火災共済は，自然災害における地震，火山の噴火等による火災については，一定の条件のもとに臨時の費用を保障します。
一方，建物更生共済は，火災だけではなく広く自然災害まで保障し，満期共済金がある積立型の共済です。

## 「くるま」に関する共済

（1）自動車共済
自動車が衝突•接触したりして受けた損害を保障し，また自動車によって他人を死亡させたり，負傷さ せたり，あるいは他人の財物に損害を与えたりしたことにより損害賠償責任を負ったときの保障をする共済です。
（2）自賠責共済
自賠責共済（保険）は，自動車損害賠償保障法に基づく強制共済（保険）で，自動車の運行によって他人を傷つけたり，死亡させたりしたことにより，被共済者（自動車の保有者または運転者）が損害賠償責任を負った場合の損害（対人賠償）を保障します。自賠責共済（保険）は，自動車損害賠償保障法 によって加入が義務づけられている強制共済（保険）です。
$\diamond$ JA共済の仕組み

JA共済事業においては，JAとJA共済連が共同で共済者となり，共済契約者との間で共済契約を締結しています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い，組合員•利用者の皆さまに密着した「ひ と・いえ・くるまの総合保障」を行っています。


J A：JA共済の窓口です。
J A共済連：JA共済事業の企画•開発•資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## 営農指導事業

営農指導事業は，JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。
その内容は，「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4 つの柱からなり，この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは，全てJAの収益 によってまかなわれます。
営農指導事業活動は，直接的にはJAに経済的利益をもたらしませんが，他の主要事業と結合して強化推進の役割を担らと共に，組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。
多様な営農ニーズや地域に対応した営農支援システムを構築し，経営安定•生乳増産•自給飼料改善において基本的，先進的生産技術の普及，啓蒙を図り，生産性向上に向けた取り組みを行っており ます。

## 経済事業

## 〔農業関連事業〕

## $\diamond$ 販売事業

組合員の生産した生乳，畜産物の集荷，選別，販売などを担い，組合員がより高い農業所得を確保 することを目的として，JAが組合員に代わり一元集荷を行い，共同で多元販売を行う事業です。
営農指導部門と連携して，計画生産•計画出荷の体制を確立し，固定需要の維持確保に努めると共 に，市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。
また，消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた生産を誘導するほか，生産履歴の記帳などにより，安全でかつ安心な生乳，畜産物を供給して，消費地の信頼性確保に努めております。
併せて，乳牛の哺育•育成預託事業も行つており，家族経営における労働力不足を補い，組合員の経営維持，拡大に寄与しております。

## 〔購買事業〕

営農に必要な飼料，肥料や施設備品など生産資材の供給，農業機械や車両，各部品の供給と点検•修理，灯油や軽油などの燃料油脂の供給，Aコープとして地域住民に親しまれる生活物資の供給 が主とした事業です。
「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく，組合員が必要とする物資を共同購入により，「より良質，安価で安心される物を安定的に」供給することにあり，コスト軽減や仕入条件の優位性確保の面 で「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており，これらはJA購買の特徴でもあります。
組合員を始め，地域利用者がJAをより身近に感じることや利用メリットを得られるよう購買総合ポイント制度を導入し，ポイントカードを発行しております。

## 〔介護事業〕

ケアセンターにおいて，介護事業の一環として訪問介護，配食サービス，移動支援などのサービス提供を行っております。また，指定管理者制度による通所介護や，自立支援を目的とした高齢者生活ハ ウス，サロン遊楽などのサービス提供を行っております。

3．経営の組縗
（1）組織機構図（令和5年3月31日現在）

## JA道東あさひ組織機構図（令和5年3月31日）



## （2）組合員数

（令和5年3月31日現在）

| 区分 |  | 前期末 | 当期末 | 増減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 正組合員数 |  | 597 | 586 | $\triangle 11$ |
| 個人 | 上春 別 支 所 | 55 | 50 | $\triangle 5$ |
|  | 西 春 別 支 所 | 115 | 115 |  |
|  | 別 海 支 所 | 188 | 184 | $\triangle 4$ |
|  | 根 室 支 所 | 103 | 100 | $\triangle 3$ |
| 農事組合法人 | 別 海 支 所 | 1 | 1 |  |
| その他法人 | 上春 別 支 所 | 23 | 23 |  |
|  | 西 春 別 支 所 | 31 | 32 | 1 |
|  | 別 海 支 所 | 63 | 62 | $\triangle 1$ |
|  | 根 室 支 所 | 18 | 19 | 1 |
| 准組合員数 |  | 1，709 | 1，682 | $\triangle 27$ |
|  | 人 | 1，646 | 1，625 | $\triangle 21$ |
|  | 他の団体 | 63 | 57 | $\triangle 6$ |
| 合計 |  | 2，306 | 2，268 | $\triangle 38$ |

## 組合員組織の状況

（令和5年3月31日現在）

| 組織名 | 代表者名 | 構成員数 |
| :---: | :---: | :---: |
| JA道東あさひ酪農対策協議会 | 浦山宏一 | 505 戸 |
| 道東あさひ畜産クラスター協議会 | 田中 博 行 | 27 組織 |
| JA道東あさひ酪農協議会 | 水 沼 圭 介 | 503 戸 |
| 上春別支部 | 岸 本 正 明 | 70 戸 |
| 西春別支部 | 長谷部 正 | 133 戸 |
| 別海支部 | 水 沼 圭介 | 86 戸 |
| 中西別支部 | 加 藤 祐 介 | 70 戸 |
| 上風連支部 | 五 石 裕 一 | 65 戸 |
| 根室支部 | 泉久保 仁 | 79 戸 |
| JA道東あさひ青年部 | 桐 島 広 樹 | 129 名 |
| 上春別支部 | 古川陽 太 | 14 名 |
| 西春別支部 | 佐 藤 圭 一 | 24 名 |
| べつかい支部 | 福 岡 裕 也 | 65 名 |
| 根室支部 | 佐々木 俊 幸 | 26 名 |
| JA道東あさひ女性部 | 青 木－枝 | 174 名 |
| 上春別支部 | 古川 直 子 | 25 名 |
| 西春別支部 | 大 内 洋 子 | 30 名 |
| べつかい支部 | 青 木－枝 | 76 名 |
| 根室支部 | 市 橋 あつ子 | 43 名 |
| JA道東あさひ乳質向上推進委員会 | 田中博 行 | 462 戸 |
| 上春別支所 | 林 政 和 | 63 戸 |
| 西春別支所 | 佐 藤 崇 徳 | 114 戸 |
| 別海支所 | 湯 浅 嘉 謙 | 211 戸 |
| 根室支所 | 矢 部 俊 則 | 74 戸 |
| JA道東あさひ乳牛改良同志会 | 大 門 貴 幸 | 96 戸 |
| 上春別支部 | 中野目 昌 俊 | 7 戸 |
| 西春別支部 | 大 門 貴 幸 | 16 戸 |
| 別海支部 | 山賀 秀 一 | 41 戸 |
| 根室支部 | 佐久間 俊 | 32 戸 |
| JA道東あさひコントラクター連絡協議会 | 田 中 照 義 | 26 団体 |
| JA道東あさひジュニアホルスタインクラブ | 早 坂 一 彦 | 11 名 |


| 道東あさひ和牛改良組合 | 鈴 木 | $了$ | 56 戸 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 道東あさひ和牛改良組合上春別支部 | 鈴 木 | 了 | 6 戸 |
| 道東あさひ和牛改良組合西春別支部 | 木 村 | 信一郎 | 15 戸 |
| 道東あさひ和牛改良組合ごつかい支部 | 鈴 木 | 喜 博 | 20 戸 |
| 道東あさひ和牛改良組合根室支部 | 中 村 | 孝 也 | 15 戸 |
| JA道東あさひ青色申告会 | 井戸坂 | 伸 哉 | 50 名 |
| 上春別支部 | 井戸坂 | 伸 哉 | 1 名 |
| 西春別支部 | 二 田 | 邦 幸 | 19 名 |
| 別海支部 | 坂 上 | 亨 | 9 名 |
| 根室支部 | 藤 澤 | 春 一 | 21 名 |
| 道東あさひ酪農ヘルパー利用組合 | 河 﨑 | 淳 | 405 戸 |
| （上春別支所） |  |  |  |
| 中山間地域等直接支払制度（別海町集落）上春別サブ集落 | 細 谷 | 孝 行 | 66 戸 |
| 上春別地域河川保全協議会 | 石 本 | 朝 美 | 70 戸 |
| （西春別支所） |  |  |  |
| 中山間地域等直接支払制度（別海町集落）西春别サフ集落 | 木 村 | 謙 | 118 戸 |
| （別海支所） |  |  |  |
| JAほほえみ会 | 沓 澤 | 静 子 | 11 名 |
| 中山間地域等直接文払制度（別海町集落）べつかいいつフ集落 | 斉 藤 | 春 雄 | 235 戸 |
| JA道東あさひ別海支所受精卵移殖推進協議会 | 齊 藤 | 亮 | 32 名 |
| （根室支所） |  |  |  |
| 根室地区集落協定管理委員会 | 大 森 | 誠 | 103 戸 |
| 根室営農サポート協議会 | 三ツ木 | 正 己 | 30 戸 |

当JAの組合員組織を記載しています。

## （4）地区一覧

野付郡別海町一円，根室市一円，厚岸郡浜中町恵茶人

## （5）理事及び監事の氏名及び役職名

## 役員一覧

（令和5年3月31日現在）

| 役 員 | 氏 | 名 | 役 | 員 | 氏 | 名 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 代表理事組合長 | 浦 山 | 宏 一 | 理 | 事 | 大 竹 | 敏 文 |
| 代 表 理 事 専 務 | 田 中 | 博 行 | 理 | 事 | 田中 | 照 義 |
| 常 務 理 事 | 齊 藤 | 光 貴 | 理 | 事 | 河 嶋 | 康 子 |
| 常 務 理 事 | 小野寺 | 博 | 理 | 事 | 丹 羽 | 博 文 |
| 理 事 | 羽 石 | 正 憲 | 理 | 事 | 卯 野 | 佳 子 |
| 理 事 | 大 平 | 伸 志 | 代 表 | 監 事 | 佐々木 | 敏 明 |
| 理 事 | 斉 藤 | 春 雄 | 常 勤 | 監 事 | 株 田 | 和 洋 |
| 理 事 | 田中 | 俊 彦 | 監 | 事 | 西 田 | 尚 |
| 理 事 | 及 川 | 哲 夫 | 監 | 事 | 前 川 | 浩 |
| 理 事 | 目 黒 | 英 夫 | 員 外 | 監 事 | 高 津 | 直 人 |
| 理 事 | 坂野下 | 貴 志 |  |  |  |  |

## （6）会計監査人

みのり監査法人
当組合は，農協法第37条の 2 の規定に基づき，当組合の計算書類等，すな わち貸借対照表•損益計算書および注記表ならびにその附属明細書について は，みのり監査法人の監査を受けております。

## （7）事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧
（令和5年3月31日現在）

| 店 舗 名 | 住 所 | 電 話 番 号 | CD／ATM設置台数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 本 所 | 野付郡別海町別海緑町116番地の9 | 0153－75－2201 | 2 |
| 上春別支所 | 野付郡別海町上春別栄町17番地 | 0153－75－6001 | 0 |
| 西春別支所 | 野付郡別海町西春別駅前寿町15番地 | 0153－77－2111 | 1 |
| 根 室 支 所 | 根室市光和町1丁目15番地 | 0153－22－2121 | 1 |

店舗外自動化機器（ATM）設置状況

（店舗外CD•ATM設置台数 6 台）
（8）特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

## 特定信用事業代理業者

特定信用事業代理業者は該当ありません。
共済代理店
（令和5年3月31日現在）

| 共済代理店 | 主たる事務所の所在地 |
| :--- | :--- |
| カーサービスのイシダ占 | 野付郡別海町別海118番地の5 |
| 株式会社 小泉機械店 | 野付郡別海町別海常盤町126番地 |
| 有限会社 マシタ | 野付郡別海町別海宮舞町190番地の12 |
| 有限会社 ボデーシヨツプスズキ | 野付郡別海町別海鶴舞町125番地 |
| 有限会社 柿本自動車工業 | 野付郡別海町西春別駅前錦町230番地 |
| 有限会社 木下モーター商会 | 野付郡別海町西春別駅前栄町37番地 |
| 有限会社 幸田自動車整備工場 | 野付郡別海町西春別駅前206番地 |
| 株式会社 西春別自動車工業 | 野付郡別海町西春別駅前栄町117番地 |
| 半田ボデー工場 | 根室市穂香94番地2 |
| 株式会社 根室機械センター | 標津郡中標津町南中10番地1 |

（9）子会社等の概要

| 会社名 | 所在地 | 主要事業 | 設立年月 | 資本金総額 （千円） | 持株比率 （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （株）ASAHIサポートセンター | 野付郡別海町別海緑町116番地の12 |  | H29． 7 | 50，000 | 98.00 |
| 明協運輸株式会社 | 根室市厚床1丁目219番地の5 | 運送業 | S37．11 | 16，000 | 43.75 |
| （有）別海町酪農研修牧場 | 野付郡別海町西春別347番地の63 | 担い手育成 | H8． 12 | 20，000 | 36.00 |
| （株）べつかい乳業興社 | 野付郡別海町別海132番地の2 | 乳製品製造販売 | H13． 8 | 100，000 | 28.10 |
| （有）広域運輸 | 標津郡中標津町計根別本通東6丁目11番地の1 | 運送業 | S49．12 | 29，702 | 28.34 |

注1）子会社等とは子会社（農協法第11条の2第2項に規定するもの）と，子法人等（施行規則第203第1号に規定するもの （農協法第11条の2第2項に規定する子会社を除く）），関連法人等（施行規則第203条第2号に規定するもの）に該当 するものです。
（1）子会社…50\％超の議決権を有する会社。（組合と子会社とで合算して $50 \%$ 以上の議決権を有する会社を含むs）
（2）子法人等… $40 \%$ 以上 $50 \%$ 以下の議決権を有しており，組合の役員もしくは使用人が取締役会の過半数を占め ている会社など。
③関連法人等…20\％以上 $50 \%$ 以下の議決権の議決権を有しており（2）を除く会社。および $15 \%$ 以上 $20 \%$ 未満の議決権を有しており，組合の役員もしくは 使用人が取締役に就任している会社など。



3．文化的•社会的貢献に関する事項

| 文化的•社会的貢献 に関する事項 | ○地域行事への参加 <br> - 別海町パイロットマラソン <br> - 別海町産業祭 <br> - 西別川あきあじまつり <br> - 根室市さんま祭り <br> - 根室産業フェスティバル <br> - 根室市ハートランドフェスティバル <br> - 地域の植樹活動（地域の環境保全，景観保全） 河川の保全活動への参加 地域神社祭典への支援 体育•文化協会への支援 交通安全パレードへの参加 地区消防団への参加 日本赤十字社の献血への積極的参加 年金相談会の開催 高齢者福祉活動への取組み 独居高齢者への配食サービス 地域活動への協賛•後援 各種ボランティア活動への参加 中高生インターンシップの受入 地元生産物の消費協力 <br> －ふれあいまつり <br> - 酪農祭 <br> - Aコープ店即売会 <br> ※一部行事についてはコロナ禍による開催中止等により，参加 を自肃しております。 |
| :---: | :---: |
| －利用者ネットワーク化 への取り組み | 年金友の会親睦旅行などの活動支援 老人クラブ連合への活動支援 店舗利用者㻈談会の開催 河川連絡協議会への活動支援 |
| －情報提供活動 | ○組合だよりの発行 <br> OJAホームページ，SNSによる情報提供 <br> OFAXによる組合員への情報提供 |



## 5．リスク管理の状況

## ■ リスク管理体制

## 〔リスク管理基本方針〕

組合員•利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには，より健全性の高い経営を確保 し，信頼性を高めていくことが重要です。
このため，有効な内部管理態勢を構築し，直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し，認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど，リスク管理の基本的な体系 を整備しています。
この基本方針に基づき，収益とリスクの適切な管理，適切な資産自己查定の実施などを通じてリス ク管理体制の充実•強化に努めています。
また，昨今の国際情勢をふまえ，マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け，リスクに応じた対策を適切に講じています。
（1）信用リスク管理
信用リスクとは，信用供与先の財務状況の悪化等により，資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し，金融機関が損失を被るリスクのことです。
当JAは，個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定していま す。
また，通常の貸出取引については，本所に審査部を設置し各支所と連携を図りながら，与信審査 を行っています。
審査にあたっては，取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに，担保評価基準など厳格な審査基準を設けて，与信判定を行っています。
貸出取引において資産の健全性の維持•向上を図るため，資産の自己査定を厳正に行っていま す。
不良債権については管理•回収方針を作成•実践し，資産の健全化に取り組んでいます。 また，資産自己查定の結果，貸倒引当金については「資産の償却•引当基準」に基づき必要額を計上し，資産及び財務の健全化に努めています。
（2）市場リスク管理
市場リスクとは，金利，為替，株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により，資産•負債（オ フ・バランスを含む。）の価値が変動し，損失を被るリスク，資産•負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク，価格変動リスクなどをいいます。
金利リスクとは，金利変動に伴い損失を被るリスクで，資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより，利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。
また，価格変動リスクとは，有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことで す。

当JAでは，全利リスク，価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより，収益化及び財務の安定化を図っています。このため，財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に，資産•負債の金利感応度分析などを実施し，金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

余裕金運用については，市場動向や経済見通しなどを考慮し，理事会において運用方針を定め るとともに，経営層で構成する企画会議を定期的に開催して，日常的な情報交換及び意思決定を行っています。
運用部門は，理事会で決定された運用方針などに基づき，系統預金を主として運用しておりま す。
運用部門が行った取引については，リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い，経営層に報告しています。
（3）流動性リスク管理
流動性リスクとは，運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により，必要な資金確保が困難 になる，又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため，通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは，資金繰りリスクについては，運用•調達について月次の資金計画を作成し，安定的な流動性の確保に努めています。また，市場流動性リスクについては，投資判断を行ら上での重要な要素と位置づけ，商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで，運用方針などの策定の際に検討を行っています。
（4）オペレーショナル・リスク管理
オペレーショナル・リスクとは，業務の過程，役職員の活動もしくは，システムが不適切であること又 は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。
当JAでは，収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リ スク以外のリスクで，受動的に発生する事務，システム，法務などについて事務処理や業務運営の過程において，損失を被るリスクと定義しています。
事務リスク，システムリスクなどについて，事務手続にかかる各種規程を理事会で定め，その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに，事故•事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して，リスク発生後の対応及び改善が迅速•正確に反映ができるよう努めています。

## （5）事務リスク管理

事務リスクとは，役職員が正確な事務を总る，あるいは事故•不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。
当JAでは，業務の多様化や事務量の増加に対応して，正確な事務処理を行らため事務マニュア ルを整備するとともに，自主検查•自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。
また，事故•事務ミスが発生した場合には，発生状況を把握し改善を図るとともに，内部監査により重点的なチェックを行い，再発防止策を実施しています。
（6）内部監査の体制
当JAでは，内部監査部門を被監査部門から独立して設置し，経営全般にわたる管理及び各部門 の業務の遂行状況を，内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証•評価し，課題の勧告など を通じて業務運営の適切性の維持•改善に努めています。
また，内部監査は，JAの本所•支所の全ての部署を対象とし，内部監査計画に基づき実施してい ます。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され，定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また，監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが，特に重要な事項につい ては，直ちに理事会，代表理事組合長，監事に報告し，速やかに適切な措置を講じています。

## －法令遵守の体制（コンプライアンスの取組みについて）

○基本方針
当JAは平成21年4月に合併し，「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通 じて，地域経済•社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲 げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方，利用者保護への社会的要請が高まっており，また最近の企業不祥事に対する社会の厳し い批判に鑑みれば，組合員•利用者からの信頼を得るためには，法令等を遵守し，透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。
関係法令をはじめとして，定款，規約，組織内部の各種規程•要領•手続等を遵守することは社会 の公器であることから，当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えており ます。

このため，コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ，この徹底 こそが不祥事を未然に防止し，ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち，コンプライア ンスを重視した経営に取り組みます。
－運営体制
コンプライアンス態勢全般にかかる検討•審議を行うため，代表理事組合長を委員長とするコンプ ライアンス委員会を設置しております。
基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し，研修会を行い全役職員に徹底しています。
毎年度，コンプライアンス・プログラムを策定し，実効ある推進に努めるとともに，統括部署を人事課に設置し，その進捗管理を行っています。
組合員•利用者の皆さまの声を真摯に提え，前向きに事業に反映するため，苦情•相談等の受付窓口を金融課に設置しています。
また，以下に掲げた具体策等を通じ，法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- 学経理事•監事の登用
- 員外監事の登用
- 理事会•監事の業務監視機能による相互率制体制
- 顧問升護士との契約
- 顧問税理士との契約
- 融資審査体制の整備
- 内部監査室の設置
- 朝礼•企画会議等での訓示
- 役職員の法務研修派遣の実施
- 法令等の内部勉強会の実施
（1）苦情処理措置の内容
当JAでは，苦情処理措置として，業務運営体制•内部規則等を整備のらえ，その内容をホーム ページ・チラシ等で公表するとともに，JAバンク相談所やJA共済連とも連携し，迅速かつ適切な内容に努め，苦情等の解決を図ります。

当JAのJAバンク苦情等受付窓口

| 本所（別海） | 金融共済部 | $0153-75-2204$ |
| :--- | :--- | :--- |
| 西春別支所 | 金融共済課 | $0153-77-2031$ |
| 上春別支所 | 金融共済課 | $0153-75-6001$ |
| 根室支所 | 金融共済課 | $0153-22-2121$ |

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

## 当JAのJA共済苦情等受付窓口

本所（別海）共 済 課 0153－75－2208
西春別支所 金融共済課 0153－77－2031
上春別支所 金融共済課 0153－75－6001
根室支所 金融共済課 0153－22－2121
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日•祝祭日および 12 月 31 日～1月6日を除く）
（2）紛争解決措置の内容
当JAでは，紛争解決措置として，次の外部機関を利用しています。
－信用事業
（1）の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク相談所）にお申し出
ください。（電話：03－6837－1359）
弁護士会仲裁センターのご利用はJAバンク相談所を通じてのご利用となります。
－共済事業
（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03－5368－5757）
https：／／www．jcia．or．jp／advisory／index．html
（一財）自賠責保険•共済紛争処理機構
http：／／www．jibai－adr．or．jp／
（公財）日弁連交通事故相談センター
https：／／n－tacc．or．jp／
（公財）交通事故紛争処理センター
https：／／www．jcstad．or．jp／
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
https：／／www．nichibenren．or．jp／activity／resolution／lac．html
各機関の連絡先（住所•電話番号）につきましては，上記ホームページをご覧いたただくか，
（1）の窓口にお問い合わせください。

## 6．自己資本の状況

## （1）自己資本比率の充実

当JAでは，多様化するリスクに対応するとともに，組合員や利用者のニーズに応えるため，財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに，不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果，令和5年3月末における自己資本比率は， 21．78 \％となりました。

## （2）経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は，組合員の普通出資による資本調達を行っております。
○普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
| :--- | :--- |
| 発行主体 | 道東あさひ農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本にかかる基礎的 <br> 項目に算入した額 | 4,078 百万円（前年4，024百万円） |

当JAは，「自己資本比率算出要領」を制定し，適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して，当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに，内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。
令和4年度末の出資金額は，対前年度比81百万円増の41億円となっています。
なお，自己資本の充実に関する詳細は「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

## 1．直近の事業年度における事業の概況

## 全般的概要

令和4年度の農業経営環境は，国内で新型コロナウイルス感染症発症以来2年が経過するなか全国的にワクチ ン接種率が高位を維持，重症化率も減少するなか複数回の感染拡大時の対応手順の浸透も相まって外食産業を中心とする経済活動も徐々に景況感が戻りつつあり，「諸外国との往来規制」も緩和されインバウンド需要も高まり を見せている。一方でロシアが2022年2月にウクライナへ軍事侵攻を開始して1年が過ぎ，未だ停戦の見通しは立 たず国際情勢は混迷の度合いを深め，「ウクライナ」「ロシア」の両国はトウモロコシ，小麦や原油，天然ガスの輸出大国であったため，軍事侵攻以来大きく輸出減退が続く状況にあって食料とエネルギーの両面から世界の安全保障が脅かされており，酪農•畜産分野もこの影響から逃れる事はできず，飼料や生産資材，電気代などあらゆる生産コストが高騰，酪農•畜産の経営を圧迫し続けている状況にあります。
全道の令和 4 年度生乳生産目標は令和 3 年度生乳生産目標数量の $101 \%$（うち $1 \%$ 配分は新規就農者配分と規模拡大者への配分数量）とする方針設定が示されて以降，都度生産組合員に対し状況説明•抑制体制などについて地区説明会などを通じ，ご質問・ご意見を頂いたところであります。
期中に於いても生乳生産動向及び脱脂粉乳・バター在庫状況から，さらなる生産抑制の再調整を行う事となりま した。このような生産抑制•諸資材高騰に加え円安基調となったほか，個体価格の減少に加え2022年9月には国内大手畜産会社が民事再生手続きの申し立てを受け大口の取引先を失った事から，初生牡㸿をはじめとする子牛価格の下落を招き副産物収入の減少も重なり，過去に経験の無い経営苦境の年度となりました。
このような経営環境にあって，当JAの経営支援対策として「JA道東あさひ生乳生産抑制助成事業（生産抑制対象数量3，400．5t，助成単価20円／kg：総額68，011千円）」「飼料燃油価格高騰対策（総額：99，432千円（うち飼料高騰対策 69，605千円，燃油高騰対策29，827千円）」の経営支援助成事業総額167，443千円を講じたほか，ホクレンによる生乳生産抑制追加対策事業を活用し追加抑制数量及び前期比較経産牛減少頭数•廃用牛増加頭数に対し134，344千円の支援対策を行うとともに，年度当初より日本政策金融公庫と協議のうえ経営資金としてセーフティネット資金 （無担保•無保証，5力年無利息）などを活用し，個別協議を踏まえ対応させて頂きました。

事業推進については本年度もコロナ禍にあって計画通りの事業展開が難しい環境下にありましたが，「感染抑止」を前提に事業を進めて参りました。特に本年度から新役員体制に移行し，以前から多くの組合員・ご家族のご意見を頂くべく企画していた組合員宅一斉訪問も各位のご理解・ご協力のもと実施し多くのご意見を頂き，今後の事業推進に反映するよう努めて参ります。
各経済事業に於いては，生産抑制下であり取扱高が減少の状況にありましたが，催事行事•研修•会議などの自粛•中止もあり経済部門経費•事業管理費の減少も相まって計画を上回る当期剰余金を計上する結果となり，改め て組合員•利用者各位に感謝を申し上げる次第です。
今期の組合員経営（クミカン年度）に於いて，生産乳量（12月～11月）は前年比 $100.3 \%$ の実績となり，生乳•加工原料乳補給金単価では平均 98.7 円 $/ \mathrm{kg}$ と前年より 60 銭 $/ \mathrm{kg}$ ほど減少，個体販売価格は昨年の秋以降急激に値下がり となりましたが，農業収入では前年に対し平均3，400千円ほど増加。一方，農業支出は飼料•燃油高値推移，生産諸資材の高騰から平均8，900千円ほど増加するなか農業所得は平均12，100千円となり前年から5，400千円ほど減少，令和 $3 \cdot 4$ 営農年度の 2 力年で 8,900 千円の減少となり令和 2 営農年度の平均農業所得額 $(21,000$ 千円）と比較し て $57.6 \%$ と大きく減少する状況となっております。
酪農を取り巻く環境は，新型コロナウイルスの世界的な蔓延状況からウイルス共存思考へと経済活動は移行する傾向にあるものの，世界的な貿易交渉が鈍化する状況にあって，懸念事項であった「農業分野」の交渉が見通せ ない状況にあります。近時の世界的な世論の中心はロシアによるウクライナ軍事侵攻の影響を色濃く反映し，「食料安全保障」に対する「食料システムの変革」に係る議論に集中する傾向にあります。
国内に於いても食料安定供給に向けた論議が加速し「食料安全保障の確立」「みどりの食料システム戦略」のほ か，「食料•農業•農村基本法」の法改正を見据え総合的な見直しを進める方向となりました。
令和4年度に係る令和3年度補正予算として農林水産関係予算総額8，795億円（前年度：10，519億円）が措置され「総合的なTPPなど関連政策大綱」として3，200億円（前年度：3，220億円），輸出拡大に向けた対策に420億円，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「国産農林水産など販路新規開拓緊急対策事業」に200億円，「みどり の食料システム戦略緊急対策」に25億円が組み込まれ，産地生産基盤パワーアップ事業•畜産クラスター事業な どが継続措置されました。
令和4年度農林水産予算は総額2兆2，777億円（前年度：2兆3，050億円）が措置され，加工原料乳生産者補給金，補給金単価は据え置きの 8.26 円 $/ \mathrm{kg}$ ，集送乳調整金単価も据え置きの 2.59 円 $/ \mathrm{kg}$ ，合計の補給金単価は 10.85 円 $/ \mathrm{kg}$ と前年度同額の単価となりました。交付対象数量に於いても据え置きの 345 万 t とされました。
今期の当JAの取り組みとして，令和3年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた閉鎖的な社会活動 の影響により，バター・脱脂粉乳を中心に生乳の需給が大きく緩和する状況により平成18年以来となる生産抑制が実施され，より生産効率を高めつつ牛群資質向上の取り組みを根幹とし「独自開催の研修会を通じた情報発信」，「生乳生産状況の個別進捗情報の周知」，「生乳生産抑制•飼料燃油高騰支援助成対策」，「組合員宅への役員一斉訪問•個別経営協議の適宜対応などを通じた経営相談」，「有利な経営運転資金の確保•提供」など環境変化に耐えうる相談•支援に軸足を置きながら取り組んで参りました。また，草地更新率向上と栄養価の高い基礎飼料生産及び自給飼料の改善，既存草地の植生改善を行い維持管理に資する事を目的として「新たな草地植生改善促進助成事業」を講じ助成総額32，864千円の実績となりました。次年度に於いても目的遂行に向け取り組んで参ります。

【監査室•総合企画対策室•審査部•管理部】

## 〔監査室〕

内部統制の運用状況について随時内部監査時に業務記述書と照合•内容確認を実施，変更箇所について修正 を行って参りました。またフォローアップ監査を実施し各検査，監査での改善指摘事項•課題検討事項の改善，進捗状況を確認し改善未達項目については再度検討を依頼するなど内部統制の充実に向けて取り組みを行って参 りました。また，監査業務強化に向けて専門的知識習得に向け積極的に研修会への参加，連合会が実施している事務点検へ同行し情報の共有，収集を図り監査技術の向上に取り組んで参りました。

## ［総合企画対策室］

事業継続計画（BCP）運用管理のため災害時などにおけるJA事業継続に耐えうる対応について，地震災害を想定した災害訓練で発電機などの稼働訓練を実施しました。また，JA道東あさひビジョン2025の実践に向け，各部門における実施計画表の作成により最重要取り組み事項に対する具体的実践内容の整理など全体会議を開催 し，実践管理に取り組んで参りました。
JA有施設の中長期取得•処分計画の樹立として，根室支所事務所建設について入札•着工，スケジュール管理 などを進めて参りました。電算関連業務においては，IT機器を活用し組合員FAX連絡用にスマホアプリを利用し た運用など，利便性と業務効率化に努めて参りました。

## ［審査部］

貸出二次審査部門として，貸出一次審査部門に対し適切な審査が実施されているか検証するとともに，生乳生産抑制や生産コストの高騰，個体販売価格下落による減収下における債務者の状況把握，経営の安定と発展を踏まえた審査に努めたほか，債務者の事情変化に注意を払い，不良債権化が懸念される債務者については定期的な現況把握に努めて参ました。
また，貸出実行後の現況確認を行らとともに債権や担保権が要件を備え管理されているか検証し，必要に応じて貸出管理部門に指導を行い継続的管理の徹底に努めて参りました。

## ［管理部〕

昨今の酪農情勢下においてはより一層の財務の健全化が求められ，各部門における毎月の予算•実績管理によ り，計画対比，差異要因の早期把握に努めるなど，財務管理を徹底し計画以上の成果となるよう取り組んで参りま した。また，組合員との対話による密着化への取り組みとして今年度も新型コロナウイルス感染症対策を講じた上 で，通常総会，地区懇談会を開催し，さらに各支所において役職員による組合員一斉訪問を実施致しました。多く の意見，要望を今後のJA事業運営への参考とするとともに，組合員との対話の重要性を改めて認識し次年度の取 り組みに活かして参ります。
女性農業者，組合員家族などの正組合員加入については，JA事業に対する女性の意見反映を重視する認識の もと引き続き広報活動に努めるとともに，SDGsの理解醸成について組織的に取り組めるようJA事業とSDGsの結 び付きの再確認，JA職員向けの内部研修を実施して参りました。
JA事業運営方針に基づく要員確保に向けて，人材確保のためインターンシップの受入の強化や積極的な学校訪問など，採用活動の強化が必要であると考えております。また一方で，離職の未然防止が重要であることから，従業員の心と身体の健康維持を目的とした専門の相談員を配置して個別面談を実施し，取り組みが成果として現 れておりますので，継続したなかで組織内での定着化を目指して参ります。また，人材育成と活力ある職場環境構築のため，職員の知識や実務経験の継承を目的とした定年延長の検討を進めるとともに，人材育成に係る基本方針の策定や完全週休2日制導入を行うための具体的な協議を進めて参りました。

## 【営農部】

国営環境保全型かんがい排水事業の推進，畜産クラスター事業•畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置等導入事業）•酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策等事業（楽酪GO事業）及びその他各種補助事業の推進及び実施，民生安定事業の実施に取り組むとともに，経営安定対策に関する提案と実践に取り組んで参りました。

[^0]【生産部】
乳質成績向上に向けては，組合員と相互理解による現状改善に向けて関係機関および関連部署と連携を図りな がら改善対策に努め，家音防疫事業の取り組みでは消毒槽設置の啓蒙及び畜舎消毒，殺虫剤散布，石灰塗布事業の実施により家畜伝染病の予防対策に取り組んで参りました。各種疾病予防対策については，マイコプラズ マ性乳房炎対策としてバルク乳検査の実施，BVD対策では一斉ワクチン接種を行い発症軽減に努めるとともに， サルモネラ・マイコプラズマなど発症牛の自主淘汰奨励措置を設け経済的損出対策に取り組んで参りました。

繁殖成績改善の取り組みとして，各哺育•充成センター利用による初産分娩月齢の適正化や乳用牛の性判別精液•和牛受精卵の活用により優良後継牛の効率的な生産に努めて参りました。また優良種雄牛の選定や各種研修会への参加等により授精技術向上への取り組みを実施して参りました。

新型コロナウイルス感染症の影響から牛乳消費の減退•脱粉等乳製品在庫過剰による生乳生産抑制下での計画生産であり，さまざまな要因によるコスト上昇や生産戸数の減少など非常に厳しい酪農情勢のなか，組合員にも苦渋の判断とご理解ご荔力を䝭りながら取り組みました。また，哺育•預託センター施設の利用推進と新施設との連携体制の構築，別海町営畜牛育成牧場の利用推進に向けて取り組んで参りました。

## 【購買部】

生産資材部門においては，関係部署並びに関係機関との連携をもとに生産性の強化や営農コスト低減に向けた各種提案，相談対応を実施し組合員との対話を重視のうえ，系統組織•資材における安定供給などの優位性を説明しながら信頼関係の強化に取り組んで参りました。また，営農コスト低減に向けて各種分析データを活用し，個別経営体に応じた適正資材及び技術情報の提案，各メーカーとの協議•連携を強化のうえ営農に必要な資材に ついて良質で安価なものを安定的に供給すべく取り組んで参りました。

給油部門においては，顧客満足度向上に向けた基盤強化への取り組みとして，各種作業における内部での指導等を実施するとともに，油外商品の販売拡大や顧客ニーズに応えられるよう関係機関と連携し，SNSを活用した情報発信や各種イベントやキャンペーンを実施し，新規顧客獲得を図って参りました。

整備部門においては，本年度はアルーダ感謝フェアを開催し，出品機の取りまとめを実施のうえ展示品を揃え良質中古農機具を供給することで営農コスト低減が図れるよう取り組むとともに，適時適切なサービス対応のため本機•作業機の整備を重視するため巡回サービス強化に努めたほか，農業機械販売促進に取り組んで参りました。

生活店舗課においては，店舗内レイアウトの変更や「Everyday Low Price」の商品を配置しお買い求めやすくな るよう取り組むとともに，各種取りまとめの実施のほか移動販売車や催事出店先を新たに加えるなど販売拡大に取 り組むとともに，乳製品の消費拡大と一次産業との連携強化に取り組みました。また，収支改善への取り組みとし て，上春別店•西春別店において令和 4 年度にAマート～業態変更を行い，自動発注システムを導入し店舗オペ レーションの効率化に努め，販売促進強化に取り組んで参りました。

## 【金融共済部】

JAバンクにおいては，生活メインバンクとしての永続的利用者拡大への取り組みとして，インターネットバンキング （IB）やJAバンクアプリを中心とした金融サービスの普及推進を目的に，ATM及びIBによる為替振込手数料の引 き下げや各種パンフレットの送付により，利用者の利便性の向上や利用促進に努めて参りました。
農業融資においては厳しい酪農情勢にあり前向き投資による貸出伸長が難しい状況にありましたが，営農部門と連携のうえ適切な資金対応に努めるとともに，長期資金利率や資金メニューの拡充に取り組んで参りました。令和 4年度は酪農情勢の急激な悪化に伴い運転資金需要が急増しましたが，貸付条件面で有益な農林漁業セーフ ティネット資金による対応を行いました。
環境変化を踏まえた新たな事業展開への取り組みとして，税金•公金などの収納事務軽減に向けて電算処理（A DP）による手法を実施しました。JA内部取引や各業者の代理回収事務においても法人IBを導入し，電算処理や ペーパーレスによる事務の省力化を図って参りました。また，金融機関として「マネーロンダリング・テロ対策」が最重要課題として挙げられており，取引モニタリングなどを通じて顧客管理の徹底に努めて参りました。

JA共済では，組合員•利用者の身体と財産を守るための総合保障提案への取り組みとして，コロナ禍により中止 しておりました長期共済一斉推進において感染症対策を行ったらえで，組合員•利用者皆様に「安心」と「満足」を提供できるよう「おもてなしの心」を大切に，保障が充実した商品の加入推進や事故に備える保障内容の見直しに ついて，推進活動を中心に取り組んで参りました。また，いつでもどこでもJA共済のインターネットサービスをご利用いただける「Webマイページ」やスマートフォン向け「JA共済アプリ」の 2 種類のサービスを展開や，スマイルサ ポーターを中心各種資格取得•研修受講により複雑化する共済商品の知識を習得し，顧客満足度向上に取り組 んで参りました。

2．最近5年間の主要な経営指標
（単位：百万円，人，\％）

|  | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 経 常 収 益 | 23，897 | 24，463 | 22，723 | 11，038 | 11，124 |
| 信 用 事 業 収 益 | 619 | 595 | 547 | 520 | 503 |
| 共 済 事 業 収 益 | 253 | 251 | 241 | 251 | 242 |
| 農業関連事業収益 | 21，904 | 22，323 | 20，862 | 9，284 | 9，456 |
| その他事業収益 | 1，121 | 1，294 | 1，073 | 983 | 923 |
| 経 常 利 益 | 379 | 285 | 464 | 428 | 159 |
| 当 期 剰 余 金（ 注 ） | 303 | 253 | 467 | 382 | 127 |
| 出 資 金 | 3，870 | 3，909 | 3，952 | 4，022 | 4，104 |
| 出 資 口 数 | 3，869，972 | 3，908，937 | 3，952，219 | 4，022，147 | 4，103，561 |
| 純 資 産 額 | 8，529 | 8，665 | 9，003 | 9，113 | 8，982 |
| 総 資 産 額 | 80，047 | 81，062 | 84，506 | 84，277 | 84，712 |
| 貯 金 等 残 高 | 51，164 | 52，547 | 56，122 | 55，844 | 55，612 |
| 貸 出 金 残 高 | 18，923 | 18，453 | 18，915 | 18，233 | 17，424 |
| 有 価 証 券 残 高 | － | － | － | － |  |
| 剰 余 金 配 当 金 額 | 171 | 199 | 332 | 311 | 91 |
| 出 資 配 当の額 | 37 | 39 | 39 | 40 | 40 |
| 事業利用分量配当の額 | 133 | 160 | 293 | 271 | 51 |
| 職 員 数 | 244人 | 237 人 | 242 人 | 226 人 | 237人 |
| 単体 自己資本比率 | 23．37\％ | 23．64\％ | 23．48\％ | 23．59\％ | 21．78\％ |

注1）当期剰余金は，銀行等の当期利益に相当するものです。
注2）「単体自己資本比率」は，「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成1 8年金融庁•農水省告示第2号）に基づき算出しております。


3．決算関係書類（2期分）
貸借対照表

| 科 目 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （資 産 の 部） |  |  | （負 債 の 部） |  |  |
| 1 信用事業資産 | 68，191，345 | 66，592，826 | 1 信用事業負債 | 65，051，713 | 64，424，025 |
| （1）現金 | 608，139 | 605，104 | （1）貯金 | 55，844，272 | 55，612，090 |
| （2）預金 | 48，906，713 | 48，076，012 | （2）借入金 | 8，694，093 | 8，375，678 |
| 系統預金 | $(48,888,420)$ | $(48,053,063)$ | （3）その他の信用事業負債 | 116，474 | 186，435 |
| 系統外預金 | $(18,294)$ | $(22,949)$ | 末払費用 | $(16,176)$ | $(14,819)$ |
| （3）有価証券 |  |  | その他の負債 | $(100,297)$ | $(171,616)$ |
| （4）貸出金 | 18，233，111 | 17，424，369 | （4）睡眠貯金払戻損失引当金 |  |  |
| （5）その他の信用事業資産 | 108，058 | 322，829 | （5）債務保証 | 396，875 | 249，822 |
| 未収収益 | $(91,998)$ | $(109,427)$ | 2 共済事業負債 | 164，819 | 179，790 |
| その他の資産 | $(16,060)$ | $(213,402)$ | （1）共済借入金 |  |  |
| （6）債務保証見返 | 396，875 | 249，822 | （2）共済資金 | 80，055 | 96，665 |
| （7）貸倒引当金 | $\triangle 61,551$ | $\triangle 85,311$ | （3）共済末払利息 |  |  |
| 2 共済事業資産 | 3，984 | 21，126 | （4）未経過共済付加収入 | 84，114 | 82，645 |
| （1）共済貸付金 |  |  | （5）共済末払費用 |  |  |
| （2）共済未収利息 |  |  | （6）その他の共済事業負債 | 651 | 480 |
| （3）その他の共済事業資産 | 3，993 | 21，133 | 3 経済事業負債 | 6，603，633 | 7，840，513 |
| （4）貸倒引当金 | $\triangle 9$ | $\triangle 7$ | （1）支払手形 |  |  |
| 3 経済事業資産 | 9，265，859 | 10，273，232 | （2）経済事業未払金 | 6，437，871 | 7，256，741 |
| （1）受取手形 |  | 3，386 | （3）経済受託債務 | 91 |  |
| （2）経済事業未収金 | 6，123，102 | 6，860，754 | （4）その他の経済事業負債 | 165，671 | 583，772 |
| （3）経済受託債権 | 269 | 135 | 経済事業未払費用 |  | $(582,946)$ |
| （4）棚卸資産 | 329，629 | 378，608 | 前受収益 |  |  |
| 購買品 | $(255,515)$ | $(275,866)$ | その他の負債 |  | （826） |
| 販売品 | $(3,851)$ | $(10,725)$ | 4 設備借入金 |  |  |
| その他の棚卸資 | $(70,263)$ | $(92,017)$ | 5 雑負債 | 3，089，844 | 3，052，299 |
| （5）リース債権 | 2，718，989 | 2，791，475 | （1）未扎法人税等 | 33，649 | 22，982 |
| （6）その他の経済事業資産 | 120，048 | 267，969 | （2）リース債務 | 2，686，938 | 2，770，240 |
| 未収収益 | $(119,412)$ | $(267,922)$ | （3）資産除去債務 |  |  |
| その他の資産 | （636） | （47） | （4）その他の負債 | 369，257 | 259，077 |
| （7）貸倒引当金 | $\triangle 26,177$ | $\triangle 29,094$ | 6 諸引当金 | 254，094 | 233，715 |
| 4 雑資産 | 618，366 | 630，995 | （1）賞与引当金 | 69，094 | 70，909 |
| （1）組勘未決済勘定 | 35，629 | 1，385 | （2）退職給付引当金 | 113，992 | 111，850 |
| （2）その他の雑資産 | 583，310 | 629，928 | （3）役員退職慰労引当金 | 71，007 | 50，956 |
| （3）貸倒引当金 | $\triangle 573$ | $\triangle 317$ | 7 繰延税金負債 |  |  |
| 5 固定資産 | 2，786，025 | 2，695，685 | 8 再評価に係る繰延税金負債 |  |  |
| （1）有形固定資産 | 2，779，139 | 2，686，919 | 負債の部合計 | 75，164，103 | 75，730，342 |
| 建物 | $(3,404,219)$ | $(3,407,131)$ | （純 資 産 の 部） |  |  |
| 築物 | $(814,636)$ | $(822,307)$ | 1 組合員資本 | 9，113，186 | 8，982，086 |
| 機械装置 | $(309,868)$ | $(313,020)$ | （1）出資金 | 4，022，147 | 4，103，561 |
| 車両運搬具 | $(535,124)$ | $(550,017)$ | （2）資本漼備金 | 1，532 | 1，532 |
| 工具器具備品 | $(221,092)$ | $(224,657)$ | （3）利益剰余金 | 5，102，424 | 4，918，656 |
| 土地 | $(768,856)$ | $(768,856)$ | 利益漼備金 | 2，349，763 | 2，516，763 |
| 建設仮勘定 | （627） | $(18,962)$ | その他利益剰余金 | 2，662，662 | 2，401，893 |
| の他の有形固定資 |  |  | 金融事業基盤強化積立金 | 668，674 | 668，674 |
| 減価償却累計額 | $(\triangle 3,275,283)$ | $(\triangle 3,418,031)$ | 肥料飼料購入積立金 | 45，229 | 45，229 |
| （2）無形固定資産 | 6，886 | 8，766 | 経営安定対策積立金 | 228，070 | 228，070 |
| 6 外部出資 | 3，339，452 | 4，429，032 | 農業経営安定対策目的積立金 | 500，000 | 500，000 |
| （1）外部出資 | 3，339，452 | 4，429，032 | 税効果積立金 | 72，258 | 69，532 |
| 統出資 | $(2,285,547)$ | （3，374，127） | 特別積立金 | 664，969 | 664，969 |
| 系統外出資 | $(954,186)$ | $(955,186)$ | 当期未処分剰余金 | 483，462 | 225，420 |
| 子会社等出資 | $(99,719)$ | $(99,719)$ | （らち当期剰余金） | $(382,344)$ | $(127,426)$ |
| （2）外部出資等損失引当金 |  |  | （5）処分未済持分 | $\triangle 12,917$ | $\triangle 41,663$ |
| 7 前払年金費用 |  |  | 2 評価•換算差額等 | 0 | 0 |
| 8 繰延税金資産 | 72，258 | 69，532 | （1）その他有価証券評価差頟金 |  |  |
| 9 再評価にかかる繰延税金資産 |  |  | （2）土地再評価差額金 |  |  |
| 10 繰延資産 |  |  | 純資産の部合計 | 9，113，186 | 8，982，086 |
| 資 産の部合計 | 84，277，289 | 84，712，428 | 負債及び純資産の部合計 | 84，277，289 | 84，712，428 |

## 損益計算書

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 事業総利益 | 2，686，276 | 2，478，693 |  |  |  |
| 事業収益 | 10，701，752 | 10，772，171 | （11）利用事業収益 | 2，104，007 | 2，261，458 |
| 事業費用 | 8，015，475 | 8，293，479 | （12）利用事業費用 | 1，606，944 | 1，858，905 |
| （1）信用事業収益 | 519，921 | 503，160 | （弓ち貸倒引当金繰入額） | （126） |  |
| 資金運用収益 | 450，631 | 413，010 | （弓ち貸倒引当金戻入益） | － | $(\triangle 5)$ |
| （うち預金利息） | $(1,467)$ | $(1,276)$ | 利用事業総利益 | 497，063 | 402，553 |
| （うち受取奨励金） | $(232,146)$ | $(206,598)$ | （13）その他事業収益 | 99，936 | 105，902 |
| （うち貸出金利息） | $(205,810)$ | $(191,225)$ | （14）その他事業費用 | 93，508 | 104，935 |
| （うちその他受入利息） | $(11,208)$ | $(13,911)$ | （うち貸倒引当金繰入額） | － | （16） |
| 役務取引等収益 | 21，124 | 21，697 | （うち貸倒引当金戻入益） | $(\triangle 3)$ |  |
| その他経常収益 | 48，166 | 68，452 | その他事業総利益 | 6，428 | 967 |
| （2）信用事業費用 | 107，701 | 119，127 | （15）指導事業収入 | 498，601 | 479，760 |
| 資金調達費用 | 36，013 | 30，058 | （16）指導事業支出 | 321，181 | 285，158 |
| （うち貯金利息） | $(4,375)$ | $(2,530)$ | （うち貸倒引当金繰入額） | （271） |  |
| （うち給付補塡備金繰入） | （51） | （41） | （うち貸倒引当金戻入益） | － | $(\triangle 177)$ |
| （うち借入金利息） | $(31,373)$ | $(27,394)$ | 指導事業収支差額 | 177，421 | 194，602 |
| （うちその他支払利息） | （214） | （93） |  |  |  |
| 役務取引等費用 | 12，825 | 13，191 | 2 事業管理費 | 2，325，743 | 2，385，673 |
| その他経常費用 | 58，863 | 75，878 | （1）人件費 | 1，620，426 | 1，665，236 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | $(5,794)$ | $(23,685)$ | （2）業務費 | 162，673 | 172，526 |
| 信用事業総利益 | 412，220 | 384，033 | （3）諸税負担金 | 85，373 | 95，532 |
| （3）共済事業収益 | 250，755 | 241，558 | （4）施設費 | 443，665 | 433，235 |
| 共済付加収入 | 233，976 | 224，627 | （5）その他事業管理費 | 13，605 | 19，144 |
| 共済貸付金利息 |  |  |  |  |  |
| その他の収益 | 16，779 | 16，931 | 事業利益 | 360，533 | 93，020 |
| （4）共済事業費用 | 8，563 | 15，296 | 3 事業外収益 | 72，845 | 70，084 |
| 共済借入金利息 |  | － | （1）受取雑利息 | 4，549 | 7，143 |
| 共済推進費 | 3，280 | 3，369 | （2）受取出資配当金 | 29，049 | 28，979 |
| その他の費用 | 5，283 | 11，927 | （3）賃貸料 | 25，059 | 25，614 |
| （らち貸倒引当金戻入益） | $(\triangle 0)$ | $(\triangle 2)$ | （4）貸倒引当金戻入益（事業外） | － |  |
| 共済事業総利益 | 242，193 | 226，261 | （5）償却債権取立益 | 1，740 | 1，740 |
| （5）購買事業（農業関連）収益 | 5，921，083 | 5，931，303 | （6）雑収入 | 12，448 | 6，609 |
| 購買品供給高 | 5，312，818 | 5，320，524 | 4 事業外費用 | 5，866 | 3，711 |
| 購買手数料 | 302，770 | 312，005 | （1）支払雑利息 | － | － |
| その他の収益 | 305，495 | 298，774 | （2）貸倒損失 | － | － |
| （6）購買事業（農業関連）費用 | 5，170，324 | 5，214，603 | （3）寄付金 | 2，113 | 1，941 |
| 購買品供給原価 | 4，813，633 | 4，871，720 | （4）貸倒引当金繰入額（事業外） | － | 1 |
| 購買配達費 | 192，492 | 181，500 | （5）貸倒引当金戻入益（事業外） | $\triangle 11$ | － |
| その他の費用 | 164，199 | 161，382 | （6）雑損失 | 3，765 | 1，769 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | $(1,762)$ | $(3,219)$ |  |  |  |
| 購買事業（農業関連）総利益 | 750，759 | 716，700 | 経常利益 | 427，512 | 159，393 |
| （7）購買事業（生活その他）収益 | 384，797 | 359，896 | 5 特別利益 | 97，580 | 73，016 |
| 店舗購買品供給高 | 375，369 | 350，260 | （1）固定資産処分益 | 2，050 | 2，254 |
| 店舗購買手数料 | 2，897 | 3，309 | （2）一般補助金 | 71，402 | 59，798 |
| その他の収益 | 6，531 | 6，327 | （3）その他の特別利益 | 24，127 | 10，964 |
| （8）購買事業（生活その他）費用 | 358，046 | 337，336 |  |  |  |
| 店舗購買品供給原価 | 311，728 | 291，949 | 6 特別損失 | 94，054 | 72，273 |
| その他の費用 | 46，318 | 45，387 | （1）固定資産処分損 | 1，807 | 2，280 |
| （らち貸倒引当金繰入額） | （0） | （1） | （2）固定資産圧縮損 | 83，860 | 59，798 |
| 購買事業（生活その他）総利益 | 26，751 | 22，560 | （3）減損損失 | － | － |
| （9）販売事業収益 | 1，258，489 | 1，262，979 | （4）その他の特別損失 | 8，387 | 10，195 |
| 販売品販売高 | 555，106 | 466，552 |  |  |  |
| 販売手数料 | 505，340 | 466，560 | 税引前当期利益 | 431，038 | 160，136 |
| その他の収益 | 198，043 | 329，867 | 法人税•住民税及び事業税 | 40，122 | 29，984 |
| （10）販売事業費用 | 685，046 | 731，962 | 法人税等調整額 | 8，572 | 2，726 |
| 販売品販売原価 | 533，642 | 447，786 | 法人税等合計 | 48，695 | 32，710 |
| 販売費 | 151，671 | 284，497 | 当期剰余金 | 382，344 | 127，426 |
| その他の費用 | $\triangle 268$ | $\triangle 320$ | 当期首繰越剰余金 | 92，546 | 95，267 |
| （らち貸倒引当金戻入益） | $(\triangle 268)$ | $(\triangle 320)$ | 目的積立金取崩額（税効果積立金） | 8，572 | 2，726 |
| 販売事業総利益 | 573，444 | 531，017 | 当期未処分剰余金 | 483，462 | 225，420 |

## 」 剰余金処分計算書

（令和3年度）単位：円

| 項 目 | 金 額 | 説 明 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1．当期未処分剰余金 | 483，462，093 |  |
| 2．剰余金処分額 | 388，194，632 |  |
| （1）利益準備金 | 77，000，000 | 当期剰余金の $20.14 \%$ |
| （2）出資配当金 | 39，875，464 | 払込済出資金の（積数計算）に対して $1.00 \%$ |
| （3）事業分量配当金 | 271，319，168 |  |
| 3．次期繰越剰余金 | 95，267，461 | 当期剰余金の $24.92 \%$ |

※次期繰越剰余金の弓ち $20,000,000$ 円は教育情報繰越金とする。（当期剰余金の $5.23 \%$ ）

| 事 業 分 量 配 当 金 の 明 細 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 項 目 | 基 準 | 金 額 |
| 生乳販売乳量 | 379，206，308kgの kg 当53銭 | 200，979，095 |
| 個体販売取扱高（受託分） | 6，965，183，615円の0．58\％ | 40，397，791 |
| 免税経由取扱高 | 7，045，290LのL当4．25円 | 29，942，282 |
| 計 | － | 271，319，168 |

（令和4年度）単位：円

| 項 目 | 金 額 | 説 明 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1．当期未処分剰余金 | 225，419，569 |  |
| 2．剰余金処分額 <br> （1）利益準備金 <br> （2）経営安定対策目的積立金 <br> （3）出資配当金 <br> （4）事業分量配当金 | $\begin{array}{r} \hline 134,127,892 \\ 26,000,000 \\ 17,000,000 \\ 40,428,438 \\ 50,699,454 \end{array}$ | 当期剰余金の $20.4 \%$ <br> 貸付残高の $0.1 \%$ <br> 払込済出資金の（積数計算）に対して $1 \%$ |
| 3．次期繰越剰余金 | 91，291，677 | 当期剰余金の71．64\％ |

※次期繰越剰余金のうち7，000，000円は教育情報繰越金とする。（当期剰余金の5．49\％）

| 事 業 分 量 配 当 金 の 明 細 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 項 目 | 基 準 | 金 額 |
| 生乳販売量 | $367,613,139 \mathrm{~kg}$ のkg当11．7銭 | 43，187，288 |
| 個体販売取扱高（受託分） | 5，489，366，425円の0．14\％ | 7，512，166 |
| 計 | － | 50，699，454 |

目的積立金の概要

| 種 類 | 積立目的 | 積立目標額 | 積立基準 | 取崩基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 金融事業基盤強化目的積立金 | 農協金融事業の安定•確立を図る | 平成21年度期首貯金残高（普通貯金（クミカンロを含むなの $30 / 1,000$ を累積限度 | 毎事業年度末貯金残高 $\times 1.5 / 1,000$ | 理事会議決 |
| 肥料飼料購入目的積立金 | 肥料及び飼料価格の大幅な期中変動から組合員の経営安定に資する | 平成 20 年度末の肥料•飼料取扱代の $30 / 1,000$ を累積限度 | 毎事業年度末肥料•飼料取扱高 $\times 1.5 / 1,000$ | 理事会議決 |
| 経営安定対策目的積立金 | 激変する農業情勢に対応し組合員の自立経営安定確立を図る | 平成21年度期首の貸付金残高（受託資金を除く） の20／1，000を累積限度 | 毎事業年度末貸付金残高 $\times 1.0 / 1,000$（受託資金を除く） | 理事会議決 |
| 農業経営安定対策目的積立金 | 急激な組合員戸数減少 や将来的な経営安定•向上と安定的な生乳増産 システムの構築等に対応 する | 500，000，000円 | － | 理事会議決 |
| 税効果積立金 | 繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴ら繰延税金資産の取崩し | 当期に発生した法人税等調整額の残高（過年度税効果調整額含）全額 | － | 理事会議決 |

（令和 3 年度）

## 1．重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法
（1）子会社株式及び関連会社株式
（2）その他有価証券
〔時価のないもの〕

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法
（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法
①購買品 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）
（2）販売品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
（3）その他の棚卸資産

| （家畜授精棚卸資産） | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| :--- | :--- |
| （その他） | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |

（3）固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし，平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法
（3）リース資産 リース期間を耐用年数とし，残存価額を零とする定額法
（4）引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
貸倒引当金は，予め定めている経理規程，資産の償却•引当基準により，次の通り計上しております。
破産，特別清算等，法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権，及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については，債権額から，担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し，その残額を計上しております。

また，現在は経営破綻の状況にないが，今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」とい
う）に係る債権については，債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し，その残額のうち，債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については，今後の予想損失額等を見込んで計上しており，予想損失額は，過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に，将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は，資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき，資産査定部署が資産査定を実施し，当該部署から独立 した資産監査部署が査定結果を監査しており，その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
（2）賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため，支給見込額のらち当事業年度負担分を計上しています。
（3）退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき，当事業年度に発生し ていると認められる額を計上しています。なお，退職給付引当金及び退職給付費用の計算に，退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
（4）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて，役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## （5）収益及び費用の計上基準

収益認識関連
当組合は，「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下，収益認識に関する会計基準等）を適用しており，約束し た財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で，もしくは，移転するにつれて当該財又はサービスの交換に受け取る と見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行業務の内容及び収益を認識する時点は以下の通りであります。
－購買事業（農業関連•生活その他）
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し，組合員に供給する事業であり，当組合は利用者等との契約に基 づき，購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は，購買品の引渡し時点で充足することか ら，当該時点で収益を認識しております。
－販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり，当組合は利用者等との契約に基づ
き，販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は，販売品の引き渡し時点で充足することか ら，当該時点で収益を認識しております。
－利用事業
家畜授精•哺育預託•生乳集送乳等，共同で利用する事業であり，当組合は利用者等との契約に基づき，役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は，その利用が完了した時点で充足することから，当該時点で収益を認識しております。
（6）リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で，会計基準適用初年度開始前 に取引を行ったものについては，通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。
（7）消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっております。
（8）記載金額の端数処理
記載金額は，千円未満を四捨五入して表示しており，切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

## （9）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（1）事業別収益•事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は，事業別の収益及び費用について，事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって，事業別の収益及び費用 については，事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし，損益計算書の事業収益，事業費用については，農業協同組合法施行規則に従い，各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
（2）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち，当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には，純額で収益を認識して，購買手数料 として表示しております。

## 2．会計方針の変更

（1）収益認識に関する会計基準の適用
当組合は，収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており，以下の通り会計処理方法の一部を見直し ております。
（代理人取引について，収益の計上を総額から純額に変更）
約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で，当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより，財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合，すなわち，利用者等に代わって調達の手配 を代理人として行う取引については，従来，利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが，利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払ら額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果，当事業年度の購買事業収益が14，947，881千円，購買事業費用が14，947，881千円減少しております。これによ り，事業収益が $14,947,881$ 千円，事業費用が $14,947,881 千 円$ 減少しております。
（2）時価の算定に関する会計基準の適用
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し，時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年 7 月 4 日）第 44－ 2 項に定める経過的な取扱いに従って，時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を，将来にわたっ て適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 3．表示方法の変更

（1）経済事業未収収益•前払費用及び前受収益•未払費用の表示区分の変更
収益認識会計基準等の適用により，当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益•前払費用を経済事業資産の その他の経済事業資産に計上しております。同様に，従来雑負債に計上していた経済事業前受収益•末払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

## 4．会計上の見積りに関する注記

## （1）繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 72，258千円
（2）会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は，次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っており ます。
次年度以降の課税所得の見積りについては，中長期経営計画及び収支シミュレーションを基礎として，当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし，これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって，実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には，次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また，将来の税制改正により，法定実效税率が変更された場合には，次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
（2）固定資産の減損
（1）当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。
（2）会計上の見積もり内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には，当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較す ることにより，当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については，他の資産または資産グループのキヤッシュ・イ ンフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としておりま す。
固定資産の減損の要否の判定において，将来キャッシュ・フローについては，中長期経営計画及び収支シミュレーション を基礎として算出しており，中長期計画以降の将来キャッシュ・フローや，割引率等については，一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け，翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与 える可能性があります。

## （3）貸倒引当金

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 88，311千円
（2）会計上の見積もり内容に関する理解に資する情報
イ 算定方法
「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。
口 主要な仮定
主要な仮定は，「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は，各債務者の収益獲得能力を個別に評価し，設定しております。
ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績悪化等により，当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合は，翌事業年度に係る計算書類におけ る貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5．貸借対照表関係

（1）資産に係る圧縮記帳額
国庫補助金等の受入れにより，有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は $2,314,345$ 千円であり，その内訳は次の通りです。

建物 $1,096,775$ 千円 構築物 811,372 千円 車輌運搬具 210,895 千円 その他 195 ， 303 千円
（2）リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか，セルフ用計量器，自動車整備システム，監視システム機器及びATMについて は，リース契約により使用しております。
（3）担保に供されている資産
以下の資産は，（森上春別TMRセンターの施設建設に伴う借入金の担保に供しております。

| 土地 | 住所 | 別海町上春別 $166-20$ | 地目 | 畑 | 面積 | $1,066 \mathrm{~m}^{2}$ | 簿価 | 73 千円 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | ---: |
|  | 住所 | 別海町上春別 $166-33$ | 地目 | 原野 | 面積 | $32,645 \mathrm{~m}^{2}$ | 簿価 | 2,238 千円 |
|  | 住所 | 別海町上春別 $166-34$ | 地目 | 原野 | 面積 | $4,140 \mathrm{~m}^{2}$ | 簿価 | 284 千円 |
|  | 住所 | 別海町上春別 $166-35$ | 地目 | 原野 | 面積 | $1,665 \mathrm{~m}^{2}$ | 簿価 | 114 千円 |

（4）子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額
子会社等に対する金銭債務の総額

78， 410 千円
216， 996 千円
（5）役員に対する金銭債権•債務の総額
理事および監事に対する金銭債権の総額
－千円
理事および監事に対する金銭債務の総額
－千円
なお，注記すべき金銭債権•金銭債務は，農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定してお り，以下の取引は除いて記載しております。
イ 金銭債権については，総合口座取引における当座貸越，貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないも のに限る），その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

口 金銭債務については，貯金，共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
八 役員に対する報酬等（報酬，賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付
（6）債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳
①債権のらち，破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は 349， 685 千円です。
なお，破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは，破産手続開始，更生手続開始，再生手続開始の申立て等の事由によ り経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また，危険債権とは，債務者が経営破綻の状態には至っていないものの，財政状態及び経営成績が悪化し，契約に従っ た債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）で す。
（2）債権のうち，三月以上延滞債権，貸出条件緩和債権額はありません。
なお，三月以上延滞債権とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また，貸出条件緩和債権とは，債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として，金利の減免，利息の支払い猶予，元本の返済猶予，債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権，危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権，危険債権，三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（1）及び②の合計額）は349，685千円です。 なお，上記に掲げた債権額は，貸倒引当金控除前の金額です。

## 6．損益計算書関係

（1）子会社等との取引高の総額

```
子会社等との取引による収益総額
187， 513 千円
らち事業取引高
182， 801 千円
うち事業取引以外の取引高
子会社等との取引による費用総額
うち事業取引高
4， 712 千円
170， 096 千円
144， 644 千円
うち事業取引以外の取引高
```

（2）棚卸資産評価の状況
販売品販売原価には，収益性の低下に伴う簿価切下げにより次の棚卸評価損（ $\triangle$ 戻入額）が含まれています。前期末 簿価切下げ額（戻入額）$\triangle 152$ 千円
当期末 簿価切下げ額－千円
相殺後の簿価切下げ額 $\triangle 152$ 千円

## 7．金融商品関係

## （1）金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針
組合員や地域から預かった貯金を原資に，組合員などへ貸付け，残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて います。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
保有する金融資産は，主として組合員等に対する貸出金であり，貸出金は，顧客の契約不履行によってもたらされる信用 リスクに晒されています。
（3）金融商品に係るリスク管理体制
イ 信用リスクの管理
個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また，通常の貸出取引について は，審査課が与信審査を行っています。審査にあたつては，取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行 うとともに，担保評価基準など厳格な審査基準を設けて，与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持•向上を図るため，資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理•回収方針を作成•実践し，資産 の健全化に取り組んでいます。また，資産自己査定の結果，貸倒引当金については「資産の償却•引当基準」に基づき必要額を計上し，資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理
金利リスク，価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより，収益化及び財務の安定化を図っています。このため，財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L Mを基本に，資産•負債の金利感応度分析などを実施し，金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において，主要なリスク変数 である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は，預金，貸出金，貯金及び借入金です。

当組合では，これらの金融資産及び金融負債について，期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値 の変動額を，金利の変動リスクの管理にあたつての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し，当事業年度末現在，指標となる金利が $0.17 \%$ 上昇したものと想定した場合には，経済価値が19，760千円減少するものと把握しています。

当該変動額は，金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており，金利とその他のリスク変数の相関を考慮してい ません。
また，金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には，算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお，経済価値変動額の計算において，分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理
資金繰りリスクについては，運用•調達について月次の資金計画を作成し，安定的な流動性の確保に努めています。ま た，市場流動性リスクについては，投資判断を行う上での重要な要素と位置付け，商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで，運用方針などの策定の際に検討を行っています。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には，市場価格に基づく価額のほか，市場価格がない場合には合理的に算定 された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているた め，異なる前提条件等によった場合，当該価額が異なることもあります。

## （2）金融商品の時価に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等
当年度末における貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額は，次の通りです。
なお，時価を把握することが極めて困難と認められるものについては，次表には含めず（3）に記載しております。

（＊1）貸出金には，貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生貸付金110，660千円を含めております。
（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊3）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## （2）金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

イ 預金
満期のない預金については，時価は帳簿価額と近似していることから，当該帳簿価額によっています。満期のある預金 については，期間に基づく区分ごとに，OIS（金利スワップ取引の一種で，変動金利として一定期間の翌日金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定してお ります。

口 貸出金
貸出金のうち，変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映するため，貸出先の信用状態が実行後大きく異なって いない限り，時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方，固定金利によるものは，貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに，元利金の合計額を0ISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。
また，延滞債権•期限の利益を喪失した債権等について，帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額と しております。

八経済事業未収金
経済事業未収金については短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によってお ります。
また，延滞債権•期限の利益を喪失した債権等について，帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額と しております。

ニリース債権
リース債権については，一定の期間ごとに区分した当該リース料の回収予定額をOI S で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## 士負債1

イ 貯金
要求払貯金については，決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また，定期性貯金に ついては，期間に基づく区分ごとに，将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

口 借入金
借入金のうち，変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映し，また，当組合の信用状態は実行後大きく異なって いないことから，時価は帳簿価額と近似していると考えられるため，当該帳簿価額によっております。
固定金利によるものは，一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

八経済事業未払金
経済事業未払金については短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，帳簿価額によっておりま す。

ニリース債務
リース債務については，一定の期間ごとに区分した当該リース債務の支払予定額をOI S で割り引いた現在価値を時価 に代わる金額として算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり，これらは①金融商品の時価情報には含まれて おりません。

> 貸借対照表計上額 (単位: 千円)
外部出資 (*) 3,339,452千円
＊外部出資のらち，市場価格のある株式以外のものについては，時価を把握することが極めて困難であると認められるた め，時価開示の対象とはしておりません。
（4）金銭債権の決算日後の償還予定額

|  |  |  |  |  |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | （単位：千円） |  |
| 1 年 | 1 年超 | 2 年超 | 3 年超 | 4 年超 |
| 以内 | 2 年以内 | 3 年以内 | 4 年以内 | 5 年以内 |

預金
48，906， 713
貸出金 $(* 1,2)$

| $2,656,608$ | $1,862,411$ | $1,691,440$ | $1,514,108$ | $1,344,510$ | $9,163,974$ |
| ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 8,044 | 7,139 | 7,019 | 7,474 | 7,821 | 73,165 |
| $6,123,102$ | - | - | - | - | - |
| 641,733 | 553,194 | 506,834 | 419,365 | 268,839 | 329,024 |
|  |  |  |  |  |  |
| $58,336,200$ | $2,422,744$ | $2,205,293$ | $1,940,947$ | $1,621,170$ | $9,566,163$ |

（＊1）貸出金のらち，当座貸越 421， 864 千円については「1年以内」に含めております。また，期限のない劣後特約付 ローンについては「5年超」に含めております。
（＊2）貸出金の分割実行案件のうち，貸付決定金額の一部実行案件 60 千円は償還日が特定できないため，含めており ません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
（単位：千円）

貯金（＊1）
借入金
リース債務
$\begin{array}{lllllll}\text { 合計 } & 48,065,492 & 4,107,326 & 4,844,692 & 2,670,514 & 2,149,719 & 5,387,562\end{array}$
（＊1）貯金のうち，要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

## 8．有価証券関係

（1）有価証券の減損処理の状況
当期中において 1,000 千円減損処理を行っております。
市場価格または合理的に算定された価額のある有価証券のうち，当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落し ており，時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては，当該時価をもつて貸借対照表価額と するとともに，当該差額を減損処理しております。
なお，減損処理にあたっては，当期末における時価が取得原価または償却減価に比べ $50 \%$ 以上下落した場合には全て減損処理を行い， $30 \%$ 以上 $50 \%$ 未満下落した場合には，回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

## 9．退職給付関係

（1）採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため，退職給与規程に基づき，退職一時金制度に加え，同規程に基づき退職給付の一部に充てる ため，J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。なお，退職給付引当金及び退職給付費用の計算に，退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付債務
$\triangle 135,143$ 千円
①退職給付費用
$\triangle 67,151$ 千円
（2）退職給付の支払額
（3）特定退職金共済制度への拠出金
30， 690 千円
調整額合計
57， 611 千円
21， 151 千円
（1）～（3）の合計
期末における退職給付引当金
$\triangle 113,992$ 千円
期首＋調整額
（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
（1）退職給付債務
（2）特定退職金共済制度（J A 全国共済会）
（3）未積立退職給付債務
（4）貸借対照表計上額純額
（5）退職給付引当金
$\triangle 873,639$ 千円
759， 647 千円
$\triangle 113,992$ 千円（1）＋（2）
$\triangle 113,992$ 千円
$\triangle 113,992$ 千円
（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額
①退職給付費用67，151千円
（2）臨時に支払った割増退職金 1，800千円
合 計 68，951千円
（5）特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には，厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき，旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17，334千円を含めて計上しています。
なお，同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は，237， 927 千円となっ ています。

## 10．税効果会計関係

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳
繰延税金資産

| 貸倒引当金超過額 | 2,795 千円 |  |
| :--- | ---: | :---: |
| 賞与引当金 | 19,111 千円 |  |
| 退職給付引当金 | 31,530 千円 |  |
| 減損損失否認額 | 18,876 千円 |  |
| その他 | 23,628 千円 |  |
| 繰延税金資産小計 | 95,940 千円 |  |
| 評価性引当額 | $\triangle 123,682$ 千円 |  |
| 繰延税金資産合計 | 72,258 千円 |  |
| 繰延税金資産の純額 |  |  |

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異法定実効税率
（調 整）
交際費等永久に損金に算入されない項目
0．27\％

受取配当金等永久に益金に算入されない項目
$\triangle 1.03 \%$
事業分量配当金
$\triangle 17.41 \%$
住民税均等割•事業税率差異等
0．62\％
評価性引当額の増減
1．19\％
税効果会計適用後の法人税等の負担率
11． $30 \%$
（令和 4 年度）

## 1．重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法
（1）子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
（2）その他有価証券
〔時価のないもの〕移動平均法による原価法
（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法
（1）購買品 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）
（2）販売品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
（3）その他の棚卸資産

| （家畜授精棚卸資産） | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| :--- | :--- |
| （その他） | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |

（3）固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし，平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
（2）無形固定資産（リース資産を除く）定額法
③）リース資産 リース期間を耐用年数とし，残存価額を零とする定額法
（4）引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
貸倒引当金は，予め定めている経理規程，資産の償却•引当基準により，次の通り計上しております。
破産，特別清算等，法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権，及びそれと同等の状況 にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については，債権額から，担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し，その残額を計上しております。

また，現在は経営破綻の状況にないが，今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については，債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し，その残額のうち，債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については，今後の予想損失額等を見込んで計上しており，予想損失額は，過去の一定期間における貸倒実績率 の平均値に，将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は，資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき，資産査定部署が資産査定を実施し，当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており，その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
（2）賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため，支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
（3）退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき，当事業年度に発生している と認められる額を計上しています。なお，退職給付引当金及び退職給付費用の計算に，退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
（4）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて，役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
（5）収益及び費用の計上基準
（1）収益認識関連
当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下 の通りであります。
－購買事業（農業関連•生活その他）
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し，組合員に供給する事業であり，当組合は利用者等との契約に基づき，購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は，購買品の引渡し時点で充足することから，当該時点 で収益を認識しております。
－販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり，当組合は利用者等との契約に基づき，販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は，販売品の引き渡し時点で充足することから，当該時点で収益を認識しております。
－利用事業
家畜授精•哺育預託•生乳集送乳等，共同で利用する事業であり，当組合は利用者等との契約に基づき，役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は，その利用が完了した時点で充足することから，当該時点で収益を認識してお ります。
（6）消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっております。
（7）記載金額の端数処理
記載金額は，千円未満を四捨五入して表示しており，切り捨てられた科目については「0」で表示しております。
（8）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
（1）事業別収益•事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は，事業別の収益及び費用について，事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって，事業別の収益及び費用につい ては，事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし，損益計算書の事業収益，事業費用については，農業協同組合法施行規則に従い，各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
（2）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち，当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には，純額で収益を認識して，購買手数料として表示しております。また，販売事業収益のうち，当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には，純額で収益を認識 して，販売手数料として表示しております。

## 2．会計方針の変更

## （1）時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し，時価算定会計基準適用指針 第27－2 項に定める経過的な取扱いに従って，時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたつて適用することと致しました。これによる当事業年度の計算書類に与 える影響はありません。

## 3．会計上の見積りに関する注記

## （1）繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 69，532千円
（2）会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は，次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。次年度以降の課税所得の見積りについては，中長期経営計画及び収支シミュレーションを基礎として，当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし，これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって，実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には，次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また，将来の税制改正により，法定実効税率が変更された場合には，次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
（2）固定資産の減損
（1）当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。
（2）会計上の見積もり内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には，当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較すること により，当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については，他の資産または資産グループのキャッシュ・インフ
ローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の要否の判定において，将来キャッシュ・フローについては，中長期経営計画及び収支シミュレーションを基礎 として算出しており，中長期計画以降の将来キャッシュ・フローや，割引率等については，一定の仮定を設定して算出しておりま す。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け，翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
（3）貸倒引当金
（1）当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 114，730千円
（2）会計上の見積もり内容に関する理解に資する情報
イ 算定方法
「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。
口 主要な仮定
主要な仮定は，「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は，各債務者の収益獲得能力を個別に評価し，設定しております。
ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績悪化等により，当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合は，翌事業年度に係る計算書類におけ る貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4．貸借対照表関係

## （1）資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより，有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は $2,339,954$ 千円であり，その内訳は次の通りです。

$$
\text { 建物 } 1,096,775 \text { 千円 構築物 } \quad 829,281 \text { 千円 車輌運搬具 } 218,595 \text { 千円 その他 } 195,303 \text { 千円 }
$$

（2）リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか，セルフ用計量器，自動車整備システム，監視システム機器及びATMについては，リー ス契約により使用しております。
（3）担保に供されている資産
以下の資産は，（株上春別TMRセンターの施設建設に伴う借入金の担保に供しております。

| 土地 | 住所 | 別海町上春別166－20 | 地目 | 畑 | 面積 | $1,066 \mathrm{~m}^{2}$ | 簿価 | 73 千円 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | ---: |
|  | 住所 | 別海町上泰別166－33 | 地目 | 原野 | 面積 | $32,645 \mathrm{~m}^{2}$ | 簿価 | 2,238 千円 |
|  | 住所 | 別海町上春別 $166-34$ | 地目 | 原野 | 面積 | $4,140 \mathrm{~m}^{2}$ | 簿価 | 284 千円 |
|  | 住所 | 別海町上春別 $166-35$ | 地目 | 原野 | 面積 | $1,665 \mathrm{~m}^{2}$ | 簿価 | 114 千円 |

（4）子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 63,068 千円 |
| :--- | ---: |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 203,401 千円 |

（5）役員に対する金銭債権•債務の総額
理事および監事に対する金銭債権の総額－千円
理事および監事に対する金銭債務の総額－千円 なお，注記すべき金銭債権•金銭債務は，農協法35条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており，以下の取引は除いて記載しております。

ィ 金鈛債権については，総合口座取引における当座貸越，貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えない ものに限る）その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
口 金銭債務については，貯金，共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
八 役員に対する報酬等（報酬，賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付
（6）債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳
①債権のうち，破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は409，053千円，危険債権額は 91，403千円です。
なお，破産更生債権及びこれらに漼ずる債権とは，破産手続開始，更生手続開始，再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また，危険債権とは，債務者が経営破綻の状態には至っていないものの，財政状態及び経営成績が悪化し，契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
（2）債権のらち，三月以上延溃債権，貸出条件緩和債権額はありません。
なお，三月以上延滞債権とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及 びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また，貸出条件緩和債権とは，債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として，金利の減免，利息の支払い猶予，元本 の返斎唒予，債権放妻その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権，危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
（3）破産更生債権及びこれらに準ずる債権，危除倩権，三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（1）及び（2）の合計額）は 500，456千円です。 なお，上記に掲げた債榷額は，貸倒引当金控除前の金額です。

## 5．損益計算書関係

（1）子会社等との取引高の総額

| 子会社等との取引による収益総額 | 202,942 千円 |
| :---: | ---: |
| うち事業取引高 | 195,838 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 7,104 千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 147,292 千円 |
| うち事業取引高 | 146,313 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 979 千円 |

（2）棚卸資産評価の状況
販売品販売原価には，収益性の低下に伴ら簿価切下げにより次の棚卸評価損（ $\triangle$ 戻入額）が含まれています。
前期末 簿価切下げ額（戻入額）－千円

当期末 簿価切下げ額 742千円
相殺後の簿価切下げ額 742千円

## 6．金融商品関係

（1）金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
組合員や地域から預かった貯金を原資に，組合員などへ貸付け，残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けていま す。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
保有する金融資産は，主として組合員等に対する貸出金であり，貸出金は，顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク に晒されています。
（3）金融商品に係るリスク管理体制
イ 信用リスクの管理
個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また，通常の貸出取引については，審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては，取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うととも に，担保評価基準など厳格な審査基準を設けて，与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持•向上を図 るため，資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理•回収方針を作成•実践し，資産の健全化に取り組 んでいます。また，資産自己査定の結果，貸倒引当金については「資産の償却•引当基準」に基づき必要額を計上し，資産及 び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理
金利リスク，価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより，収益化及び財務の安定化を図って います。このため，財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に，資産•負債の金利感応度分析な どを実施し，金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において，主要なリスク変数であ る金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は，預金，貸出金，貯金及び借入金です。
当組合では，これらの金融資産及び金融負債について，期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を，金利の変動リスクの管理にあたつての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し，当事業年度末現在，指標となる金利が $0.25 \%$ 上昇したものと想定した場合には，経済価値が14，273千円減少するものと把握しています。
当該変動額は，金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており，金利とその他のリスク変数の相関を考慮していませ ん。

また，金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には，算定額を超える影響が生じる可能性があります。
なお，経済価値変動額の計算において，分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。
ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理
資金繰りリスクについては，運用•調達について月次の資金計画を作成し，安定的な流動性の確保に努めています。また，市場流動性リスクについては，投資判断を行う上での重要な要素と位置付け，商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した うえで，運用方針などの策定の際に検討を行っています。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には，市場価格に基づく価額のほか，市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため，異なる前提条件等によった場合，当該価額が異なることもあります。

## （2）金融商品の時価に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等
当年度末における貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額は，次の通りです。 なお，市場価格のない株式等は，次表には含めず（3）に記載しております。

|  | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 預金 <br> 貸出金 <br> 貸倒引当金（＊1） <br> 貸倒引当金控除後経済事業未収金 <br> 貸倒引当金（＊2） <br> 貸倒引当金控除後 リース債権 | $\begin{array}{r} \hline 48,076,012 \\ 17,424,369 \\ \triangle 84,476 \end{array}$ | 48，066， 803 | $\triangle 9,209$ |
|  | 17，339， 894 | 17，745， 932 | 406， 038 |
|  | $\begin{aligned} & 6,860,754 \\ & \triangle 19,608 \end{aligned}$ |  |  |
|  | 6，841， 146 | 6，841， 146 |  |
|  | 2，791， 475 | 2，777， 043 | $\triangle 14,432$ |
| 資産計 | 75，048， 527 | 75，430， 924 | 382， 397 |
| 貯金 <br> 借入金 <br> 経済事業未払金 <br> リース債務 | $55,612,090$ $8,375,678$ $7,256,741$ $2,770,240$ | $\begin{array}{r} 55,573,129 \\ 8,238,972 \\ 7,256,741 \\ 2,755,852 \end{array}$ | $\begin{gathered} \triangle 38,961 \\ \triangle 136,706 \\ \triangle 14,388 \end{gathered}$ |
| 負債計 | 74，014， 749 | 73，824， 694 | $\triangle 190,055$ |

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
$(* 2)$ 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（2）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
【資産】
イ 預金
満期のない預金については，時価は帳簿価額と近似していることから，当該帳簿価額によっています。満期のある預金につ いては，期間に基づく区分ごとに，OIS（金利スワップ取引の一種で，変動金利として一定期間の翌日金利の加重平均（複利計
算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
口 貸出金
貸出金のうち，変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映するため，貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていな
い限り，時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。
一方，固定金利によるものは，貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに，元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引
当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。
また，延滞債権•期限の利益を喪失した債権等について，帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として おります。
八経済事業未収金
経済事業未収金については短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっておりま す。

また，延滞債権•期限の利益を喪失した債権等について，帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として おります。
ニリース債権
リース債権については，一定の期間ごとに区分した当該リース料の回収予定額をO I S で割り引いた現在価値を時価に代わ る金額として算定しております。

## ［負債】

## イ 貯金

要求払貯金については，決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また，定期性貯金につい ては，期間に基づく区分ごとに，将来のキャッシュ・フローを0ISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定してお ります。

口 借入金
借入金のらち，変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映し，また，当組合の信用状態は実行後大きく異なっていな いことから，時価は帳簿価額と近似していると考えられるため，当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは，一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

八 経済事業未払金
経済事業未払金については短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，帳簿価額によっております。
ニリース債務
リース債務については，一定の期間ごとに区分した当該リース債務の支払予定額をOI S で割り引いた現在価値を時価に代 わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次の通りであり，これらは①金融商品の時価情報には含まれておりません。貸借対照表計上額（単位：千円）

外部出資 4，429，032千円
（4）金銭債権の決算日後の償還予定額
（単位：千円）

預金
貸出金（＊1， 2,3 ）
経済事業未収金
リース債権
$\begin{array}{lllllll}\text { 合計 } \quad 56,498,552 & 4,330,278 & 2,071,583 & 1,774,044 & 1,570,652 & 8,738,477\end{array}$
（＊1）貸出金のうち，当座貸越 762，854千円については「1年以内」に含めております。また，期限のない劣後特約付ローン については「5年超」に含めております。
（＊2）貸出金のうち，3ヶ月以上延滞債権•期限の利益を喪失した債権等 168,054 千円は償還の予定が見込まれないため，含 まれておりません。
（＊3）貸出金の分割実行案件のうち，貸付決定金額の一部実行案件 970 千円は償還日が特定できないため，含めておりませ ん。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|  |  | （単位：千円） |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3 年超 4年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
| 貯金（＊1） |  | 46，669， 868 | 3，747， 071 | 2，391，557 | 1，200，999 | 1，602，595 | － |
| 借入金 |  | 812，863 | 769， 087 | 697， 593 | 662， 655 | 600， 461 | 4，833， 019 |
| リース債務 |  | 671，688 | 603， 190 | 516， 927 | 369， 606 | 358， 013 | 250， 816 |
|  | 合計 | 48，154， 419 | 5，119， 348 | 3，606， 077 | 2，233， 260 | 2，561，069 | 5，083， 835 |

$(* 1)$ 貯金のうち，要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

## 7．退職給付関係

## （1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため，退職給与規程に基づき，退職一時金制度に加え，同規程に基づき退職給付の一部に充てるため， J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。なお，退職給付引当金及び退職給付費用の計算に，退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務
（1）退職給付費用
（2）退職給付の支払額
③特定退職金共済制度への拠出金調整額合計
期末における退職給付引当金

```
\triangle 113,992 千円
    \triangle 66,888 千円
    15,283 千円
    53,747 千円
        2,143 千円 (1)~3の合計
\triangle111,850 千円 期首+調整額
```

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
（1）退職給付債務
（2）特定退職金共済制度（J A 全国共済会）
（3）未積立退職給付債務
（4）貸借対照表計上額純額
（5）退職給付引当金
$\triangle 860,500$ 千円
748， 650 千円
$\triangle 111,850$ 千円（1）＋（2）
$\triangle 111,850$ 千円
$\triangle 111,850$ 千円
（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額
（1）退職給付費用 66，888千円（2）臨時に支払った割増退職金 900千円 合 計 67，788千円
（5）特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には，厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき，旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充 てるため拠出した特例業務負担金 23,682 千円を含めて計上しています。
なお，同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は，211，743千円となってい ます。

## 8．税効果会計関係

## （1）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| 貸倒引当金超過額 |  | 11， 029 千円 |
| :---: | :---: | :---: |
| 賞与引当金 |  | 19， 613 千円 |
| 退職給付引当金 |  | 30， 938 千円 |
| 減損損失否認額 |  | 17， 888 千円 |
| その他 |  | 16， 434 千円 |
| 繰延税金資産小計 |  | 95， 902 千円 |
| 評価性引当額 | $\triangle$ | 26， 370 千円 |
| 繰延税金資産合計 |  | 69， 532 千円 |
| 繰延税金資産の純額 |  | 69， 532 千円 |

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異
法定実効税率
27．66\％
（調 整）
交際費等永久に損金に算入されない項目 $1.16 \%$
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\triangle 3.00 \%$
事業分量配当金
$\triangle 8.76 \%$
住民税均等割•事業税率差異等 $1.67 \%$
評価性引当額の増減 1．68\％
その他 $0.02 \%$
税効果会計適用後の法人税等の負担率 $20.43 \%$

## 9．収益認識に関する注記

（1）収益認識を理解するための基礎となる情報
繰延税金資産
「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため，注記を省略して おります。

10．キャッシュ・フロー計算書に関する注記
（1）キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
キヤッシュ・フロー計算書における資金の範囲は，貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金，普通預金及び通知預金となっております。
（2）特定退職金共済制度（J A 全国共済会）
（3）未積立退職給付債務
（4）貸借対照表計上額純額
（5）退職給付引当金

759， 647 千円
$\triangle 113,992$ 千円（1）＋（2）
$\triangle 113,992$ 千円
$\triangle 113,992$ 千円

## キャッシュ・フロ—計算書

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー |  |  |
| 税引前当期利益（又は税引前当期損失） | 431， 038 | 160， 135 |
| 減価償却費 | 214， 344 | 195， 555 |
| 減損損失 |  | － |
| 役員退任慰労引当金の増加額（ $\triangle$ は減少） | 8，766 | $\triangle 20,051$ |
| 貸倒引当金の増加額（ $\triangle$ は減少） | 7，671 | 26， 418 |
| 賞与引当金の増加額（ $\triangle$ は減少） | $\triangle 2,826$ | 1，814 |
| 退職給付引当金の増加額（ $\triangle$ は減少） | $\triangle 21,150$ | $\triangle 2,142$ |
| その他引当金の増減額（ $\triangle$ は減少） |  |  |
| 信用事業資金運用収益 | $\triangle 450,630$ | $\triangle 413,010$ |
| 信用事業資金調達費用 | 36， 013 | 30， 058 |
| 共済貸付金利息 |  | － |
| 共済借入金利息 |  |  |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | $\triangle 33,597$ | $\triangle 36,121$ |
| 支扎雑利息 |  |  |
| 有価証券関係損益（ $\triangle$ は益） |  |  |
| 固定資産売却損益（ $\triangle$ は益） | $\triangle 4,195$ | $\triangle 753$ |
| 固定資産除去損 | 3，951 | 779 |
| 固定資産圧縮損 | 83，860 | 59，798 |
| 一般補助金 | $\triangle 83,860$ | $\triangle 59,798$ |
| 外部出資関係損益（ $\triangle$ は益） | － | － |
| その他損益 |  |  |
| （信用事業活動による資産及び負債の増減） |  |  |
| 貸出金の純増（ $\triangle$ ）減 | 694， 566 | 808， 741 |
| 預金の純増（ $\triangle$ ）減 | $\triangle$ 243， 000 | $\triangle 1,070,000$ |
| 貯金の純増減（ $\triangle$ ） | $\triangle$ 277， 754 | $\triangle 232,181$ |
| 信用事業借入金の純増減（ $\triangle$ ） | $\triangle 302,201$ | $\triangle 318,414$ |
| その他の信用事業資産の純増（ $\triangle$ ）減 | 148， 344 | $\triangle$ 207， 803 |
| その他の信用事業負債の純増減（ $\triangle$ ） | $\triangle 218,196$ | 72， 032 |
| （共済事業活動による資産及び負債の増減） |  |  |
| 共済貸付金の純増（ $\triangle$ ）減 | － |  |
| 共済借入金の純増減（ $\triangle$ ） | － |  |
| 共済資金の純増減（ $\triangle$ ） | 3，857 | 16， 610 |
| 未経過共済付加収入の純増減（ $\triangle$ ） | 3， 887 | $\triangle 1,468$ |
| その他の共済事業資産の純増（ $\triangle$ ）減 | 402 | $\triangle 17,140$ |
| その他の共済事業負債の純増減（ $\triangle$ ） | $\triangle 943$ | $\triangle 171$ |
| （経済事業活動による資産及び負債の増減） |  |  |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増（ $\triangle$ ）減 | $\triangle 1,108,341$ | $\triangle 741,038$ |
| 経済受託債権の純増（ $\triangle$ ）減 | 289 | 133 |
| 棚卸資産の純増（ $\triangle$ ）減 | $\triangle 12,222$ | $\triangle 48,978$ |
| 特別会計の純増減（ $\triangle$ ） |  | － |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減（ $\triangle$ ） | 829， 873 | 818，869 |
| 経済受託債務の純増減（ $\triangle$ ） | 90 | $\triangle 90$ |
| その他経済事業資産の純増（ $\triangle$ ）減 | 234， 308 | $\triangle 220,406$ |
| その他経済事業負債の純増減（ $\triangle$ ） | $\triangle 19,724$ | 418， 101 |
| （その他の資産及び負債の増減） |  |  |
| 未扎消費税等の増減額（ $\triangle$ ） | $\triangle 160,105$ | 9， 093 |
| その他の資産の純増（ $\triangle$ ）減 | 215， 337 | $\triangle 12,373$ |
| その他の負債の純増減（ $\triangle$ ） | $\triangle 184,943$ | $\triangle 153,865$ |
| 信用事業資金運用による収入 | 453， 873 | 405， 589 |
| 信用事業資金調達による支出 | $\triangle 39,094$ | $\triangle 31,676$ |
| 共済貸付金利息による収入 | － | － |
| 共済借入金利息による支出 | － | － |
| 事業の利用分量に対する配当金の支払額 | $\triangle$ 293， 487 | $\triangle 271,319$ |
| 小 計 | $\triangle 85,801$ | $\triangle 835,071$ |


| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 33， 597 | 36，121 |
| 雑利息の支払額 |  |  |
| 法人税等の支払額 | $\triangle 55,903$ | $\triangle 40,650$ |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | $\triangle 108,106$ | $\triangle 839,600$ |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー |  |  |
| 有価証券の取得による支出 | － | － |
| 有価証券の売却による収入 | － |  |
| 有価証券の償還による収入 | － | － |
| 補助金の受入による収入 | 83， 860 | 59，798 |
| 固定資産の取得による支出 | $\triangle 273,659$ | $\triangle 165,793$ |
| 固定資産の売却による収入 | 89， 861 | 753 |
| 外部出資による支出 | － | － |
| 外部出資の売却等による収入 | 1， 000 | $\triangle 1,089,580$ |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | $\triangle 98,937$ | $\triangle 1,194,821$ |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー |  |  |
| 経済事業借入金の借入による収入 | － |  |
| 経済事業借入金の返済による支出 | － |  |
| 出資の増額による収入 | 387， 340 | 238， 299 |
| 出資の払戻による支出 | $\triangle 306,253$ | $\triangle 67,738$ |
| 持分の譲渡による収入 | 2，967 | 12， 917 |
| 持分の取得による支出 | $\triangle 2,967$ | $\triangle 12,917$ |
| 出資配当金の支扎額 | $\triangle 39,070$ | $\triangle 39,875$ |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 42， 016 | 130，685 |
| 4 現金及び現金同等物に係る換算差額 | － |  |
| 5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額） | $\triangle 165,027$ | $\triangle 1,903,736$ |
| 6 6 現金及び現金同等物の期首残高 | 2，945， 879 | 2，780， 852 |
| 7 現金及び現金同等物の期末残高 | 2，780， 852 | 877， 116 |

（令和3年度）

| 区 分 |  | 計 | $\begin{array}{ll} \hline \text { 信 } & \text { 用 } \\ \text { 事 } & \text { 業 } \end{array}$ | $\begin{array}{ll} \hline \text { 夫 } & \text { 済 } \\ \text { 显 } & \text { 業 } \end{array}$ | 農 業関連事業 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 事 業 収 益 | （1） | 11，037，589 | 519，921 | 250，755 | 9，284，121 | 1，742，952 | 286，232 | 512，308 |
| 事 業 費 用 | （2） | 8，351，312 | 107，701 | 8，563 | 7，462，314 | 1，212，778 | 224，432 | 360，243 |
| 事 業総利 益（ 1 ）－（2）） | （3） | 2，686，276 | 412，220 | 242，193 | 1，821，807 | 530，174 | 61，799 | 152，066 |
| 事 業 管 理 費 | （4） | 2，325，743 | 269，894 | 137，661 | 1，436，555 | 337，788 | 67，884 | 194，047 |
| 人 件 費 |  | 1，620，426 | 205，471 | 107，216 | 971，039 | 247，300 | 20，687 | 101，334 |
| （うち事業管理控除収益） |  | © 23，169 | 0 | 0 | ⑥，425 | ©6，402 | － 23 | 0 |
| 研 修 教 育 費 |  | 4，058 | 536 | 133 | 2，660 | 827 | 68 | 223 |
| 旅 費 交 通 費 |  | 3，888 | 287 | 203 | 2，460 | 1，256 | 115 | 153 |
| 業 務 費 |  | 154，727 | 27，197 | 9，583 | 90，182 | 24，140 | 3，645 | 4，798 |
| 諸 税 負 担 金 |  | 85，373 | 8，050 | 5，167 | 40，268 | 11，034 | 3，057 | 4，086 |
| 施 設 費 |  | 230，480 | 17，710 | 9，440 | 163，294 | 35，267 | 3，592 | 14，962 |
| 減 価 償 却 費 |  | 213，185 | 9，057 | 4，828 | 157，947 | 15，594 | 36，114 | 67，642 |
| 雑 費 |  | 13，605 | 1，585 | 1，092 | 8，703 | 2，370 | 607 | 849 |
| 各事業管理費のうち配分された共通管理費 |  |  | 50，657 | 36，762 | 284，330 | 77，261 | 21，987 | 29，374 |
| うち減価償却費 |  |  | 2，407 | 1，747 | 13，513 | 3，672 | 1，045 | 1，396 |
| 事 業 利 益（ 3－（4）） | （5） | 360，533 | 142，326 | 104，532 | 385，253 | 192，386 | 46，085 | 441，981 |
| 事 業 外 収 益 | （6） | 72，845 | 8，271 | 4，858 | 43，865 | 10，331 | 2，784 | 3，725 |
| うち共通分の配賦 |  |  | 6，414 | 4，655 | 36，000 | 9，782 | 2，784 | 3，719 |
| 事 業 外 費 用 | （7） | 5，866 | 2，180 | 340 | 2，605 | 715 | 198 | 266 |
| うち共通分の配賦 |  |  | 456 | 331 | 2，561 | 696 | 198 | 265 |
| 経常利益（ 5＋＋6－（7） | 8 | 427，512 | 148，417 | 109，050 | 426，513 | 202，002 | －3，499 | －38，522 |
| 特 別 利 益 | （9） | 97，580 | 16 | 11 | 75，161 | 2，224 | 6，569 | 63，046 |
| うち共通分の配賦 |  |  | 16 | 11 | 88 | 24 | 7 | 9 |
| 特 別 損 失 | （10） | 94，054 | 154 | 112 | 72，715 | 1，575 | 6，560 | 62，578 |
| うち共通分の配賦 |  |  | 154 | 112 | 866 | 235 | 67 | 90 |
| 税引前当期利益（8）＋（9）－（10） | （11） | 431，038 | 148，278 | 108，950 | 428，958 | 202，651 | © 3，490 | （ 38，054 |
| 営農指導事業分配賦額 |  |  | 28，382 | 21，058 | 163，479 | 44，096 | 13，307 | 17，183 |
|  |  | 431，038 | 119，896 | 87，892 | 265，479 | 158，555 | © 16，798 | © 55，236 |

法人•住民／事業税（12）

| 法 人 税 等 調 整 額（13） | 8,572 |  |
| :--- | ---: | ---: |
| 税引後当期純利益（11）－（12）－（13） | （14） | 382,344 |
| 当 期 首 繰 越 剰 余 金（15） | 92,546 |  |
| 目 的 積 立 金 取 崩 額（16） | 8,572 |  |
| 当期未処分剰余金（14）＋（15）＋（16） | （17） | 483,462 |

共通管理費の各事業部門の割合〔均等割＋事業総利益割〕の平均値

| 計 | 信 用 | 共 済 | 農業関連 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 事 業 | 事 業 | 事 業 | 生乳•販売 | ローリー | 牧場・センター |
| 100．00\％ | 11．52\％ | 8．36\％ | 64．66\％ | 17．57\％ | 5．00\％ | 6．68\％ |

営農指導事業の各事業部門の割合〔均等割＋事業総利益割〕の平均値（生活部門を除く）

| 計 | $\begin{array}{ll} \hline \text { 信 } & \text { 用 } \\ \text { 事 } & \text { 業 } \end{array}$ | $\begin{array}{ll} \text { 共 } & \text { 済 } \\ \text { 事 } & \text { 業 } \end{array}$ | 農業関連 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 事 業 | 生乳•販売 | ローリー | 牧場・センター |
| 100．00\％ | 13．33\％ | 9．89\％ | 76．78\％ | 20．71\％ | 6．25\％ | 8．07\％ |

（単位：千円）

|  |  |  |  | 生 |  |  | 営農指導 | 共 通 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 家畜改良 | 生産資材 | 給油 | 整備 |  | 生活 | 介護 | 事 業 | 管理 費等 |
| 821，546 | 3，419，650 | 2，202，587 | 298，846 | 484，733 | 384，797 | 99，936 | 498，059 |  |
| 494，537 | 3，042，493 | 1，953，816 | 174，015 | 451，554 | 358，046 | 93，508 | 321，181 |  |
| 327，010 | 377，157 | 248，771 | 124，831 | 33，179 | 26，751 | 6，428 | 176，878 |  |
| 298，832 | 238，891 | 181，882 | 117，231 | 79，437 | 61，904 | 17，533 | 402，196 |  |
| 231，315 | 174，758 | 110，651 | 84，994 | 40，132 | 31，184 | 8，948 | 296，568 |  |
| 0 | 0 | 0 | 0 | A 16，745 | 0 | A16，745 | 0 |  |
| 638 | 324 | 161 | 420 | 104 | 75 | 28 | 625 |  |
| 275 | 308 | 202 | 152 | 224 | 134 | 91 | 714 |  |
| 13，855 | 20，703 | 16，442 | 6，600 | 8，427 | 6，163 | 2，264 | 19，337 |  |
| 6，192 | 6，748 | 5，323 | 3，828 | 5，334 | 2，907 | 2，427 | 26，554 |  |
| 28，855 | 23，981 | 40，020 | 16，618 | 20，258 | 17，795 | 2，463 | 19，778 |  |
| 16，318 | 10，537 | 7，936 | 3，806 | 3，874 | 3，044 | 830 | 37，479 |  |
| 1，385 | 1，533 | 1，145 | 814 | 1，083 | 601 | 482 | 1，141 |  |
| 43，665 | 47，799 | 37，113 | 27，131 | 36，586 | 19，128 | 17，457 | 31，397 | －439，731 |
| 2，075 | 2，272 | 1，764 | 1，289 | 1，739 | 909 | 830 | 1，492 | （20，898 |
| 28，178 | 138，266 | 66，889 | 7，600 | －46，258 | －35，153 | （11，106 | （225，318 |  |
| 6，695 | 7，252 | 9，195 | 3，884 | 5，004 | 2，794 | 2，210 | 10，845 |  |
| 5，529 | 6，052 | 4，699 | 3，435 | 4，632 | 2，422 | 2，210 | 3，975 | －55，676 |
| 405 | 442 | 336 | 244 | 330 | 173 | 157 | 411 |  |
| 393 | 430 | 334 | 244 | 329 | 172 | 157 | 283 | © 3,960 |
| 34，467 | 145，076 | 75，748 | 11，240 | －41，584 | © 32，532 | －9，052 | （214，884 | 子 |
| 3，287 | 15 | 12 | 8 | 90 | 84 | 5 | 22，302 |  |
| 14 | 15 | 12 | 8 | 11 | 6 | 5 | 10 | A136 |
| 1，661 | 146 | 113 | 83 | 734 | 681 | 53 | 20，338 |  |
| 133 | 146 | 113 | 83 | 111 | 58 | 53 | 96 | © 1，340 |
| 36，094 | 144，945 | 75，647 | 11，166 | －42，229 | －33，129 | －9，100 | －212，919 |  |
| 24，720 | 26，870 | 21，292 | 16，012 | ， | ， | ， | 212，919 |  |
| 11，374 | 118，075 | 54，355 | －4，846 | －42，229 | －33，129 | －9，100 |  |  |


|  |  |  |  | 生活その他 |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \text { 営農 指 導 業 } \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 家畜改良 | 生産資材 | 給油 | 整備 | 事 業 | 生活 | 介護 |  |
| 9．93\％ | 10．87\％ | 8．44\％ | 6．17\％ | 8．32\％ | 4．35\％ | 3．97\％ | 7．14\％ |


|  |  |  |  |
| ---: | ---: | ---: | ---: |
| 家畜改良 | 生産資材 | 給油 | 整備 |
| $11.61 \%$ | $12.62 \%$ | $10.00 \%$ | $7.52 \%$ |

（令和4年度）


共通管理費の各事業部門の割合〔均等割＋事業総利益割〕の平均値

| 計 | 信 用 | 共 済 | 農業関連 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 事 業 | 事 業 | 事 業 | 生乳•販売 | ローリー | 牧場・センター |
| 100．00\％ | 11．32\％ | 8．14\％ | 61．46\％ | 15．56\％ | 4．72\％ | 5．99\％ |

営農指導事業の各事業部門の割合〔均等割＋事業総利益割〕の平均値（生活部門を除く）

| 計 | 信 用 |  | 農業関連 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 事 業 | 事 業 | 事 業 | 生乳•販売 | ローリー | 牧場ｾセンター |
| 100．00\％ | 13．57\％ | 10．05\％ | 76．38\％ | 19．31\％ | 6．27\％ | 7．67\％ |

（単位：千円）

|  |  |  |  | 生 活 | そ の 他 |  |  | 営農指導 | 共 管 理 費 等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 家畜改良 | 生産資材 | 給油 | 整備 | 事 業 | 事 業 | 介護 | 町営牧場 | 事 業 |  |
| 889，154 | 3，436，208 | 2，253，565 | 241，530 | 359，896 | 197，381 | 105，902 | 91，479 | 479，760 |  |
| 568，666 | 3，100，961 | 1，992，622 | 121，019 | 337，336 | 177，084 | 104，935 | 72，149 | 285，158 |  |
| 320，488 | 335，247 | 260，943 | 120，511 | 22，560 | 20，297 | 967 | 19，330 | 194，602 |  |
| 329，514 | 238，951 | 198，079 | 105，153 | 64，811 | 54，990 | 16，968 | 38，021 | 410，969 |  |
| 257，052 | 173，821 | 122，467 | 75，658 | 29，148 | 29，445 | 8，368 | 21，076 | 303，913 |  |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | －26，229 | －26，229 | 0 | 0 |  |
| 1，806 | 834 | 523 | 341 | 128 | 217 | 103 | 114 | 1，791 |  |
| 1，040 | 523 | 325 | 230 | 160 | 273 | 129 | 144 | 1，673 |  |
| 14，643 | 19，952 | 16，371 | 6，625 | 7，939 | 4，543 | 2，035 | 2，507 | 19，654 |  |
| 7，428 | 7，491 | 6，491 | 4，351 | 3，120 | 5，415 | 2，570 | 2，845 | 27，620 |  |
| 31，622 | 23，824 | 41，572 | 14，300 | 21，236 | 12，086 | 2，354 | 9，732 | 18，964 |  |
| 13，940 | 10，478 | 8，651 | 2，545 | 2，303 | 1，646 | 783 | 863 | 35，756 |  |
| 1，982 | 2，029 | 1，679 | 1，102 | 776 | 1，365 | 626 | 739 | 1，599 |  |
| 47，213 | 8，624 | 41，429 | 28，215 | 18，951 | 35，504 | 16，882 | 18，622 | 35，269 | （470，248 |
| 2，189 | 2，255 | 1，921 | 1，308 | 879 | 1，646 | 783 | 863 | 1，635 | －21，805 |
| －9，026 | 96，295 | 62，864 | 15，358 | －42，251 | －34，693 | －16，002 | －18，691 | －216，368 | そु |
| 5，837 | 7，268 | 9，572 | 3，766 | 2，376 | 4，509 | 2，087 | 2，422 | 7，750 | حु |
| 5，837 | 6，011 | 5，122 | 3，488 | 2，343 | 4，389 | 2，087 | 2，302 | 4，360 | －58，137 |
| 285 | 294 | 249 | 168 | 114 | 212 | 101 | 111 | 324 |  |
| 282 | 290 | 247 | 168 | 113 | 212 | 101 | 111 | 211 | （ 2，807 |
| －3，474 | 103，270 | 72，187 | 18，955 | $\triangle 39,989$ | －30，395 | －14，016 | －16，380 | －208，942 | ， |
| 986 | 479 | 228 | 0 | 0 | 20 | 20 | 0 | 36，641 |  |
| 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | －7 |
| 1，059 | 230 | 143 | 98 | 66 | 123 | 58 | 64 | 36，719 |  |
| 163 | 168 | 143 | 98 | 66 | 123 | 58 | 64 | 122 | （1，626 |
| －3，547 | 103，518 | 72，271 | 18，858 | －40，054 | －30，498 | －14，054 | －16，444 | －209，020 |  |
| 25，396 | 26，086 | 22，595 | 16，074 |  |  |  |  | 209，020 |  |
| －28，943 | 77，433 | 49，676 | 2，785 | －40，054 | －30，498 | A14，054 | ©16，444 | － |  |


|  |  |  |  | $\begin{array}{ll} \text { 生 活 } \\ \text { 事 } & \text { 業 } \end{array}$ |  | そ の 他事 業 |  |  | $\begin{array}{\|l\|l} \hline \text { 串 指 導 } \\ \text { 事 業 } \\ \hline \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 家畜改良 | 生産資材 | 給油 | 整備 |  |  | 介護 | 町営牧場 |  |
| 10．04\％ | 10．34\％ | 8．81\％ | 6．00\％ |  | 4．03\％ |  | 7．55\％ | 3．59\％ | 3．96\％ | 7．50\％ |


|  |  |  |  |  |
| ---: | ---: | ---: | ---: | :---: |
| 家畜改良 | 生産資材 | 給油 | 整備 |  |
| $12.15 \%$ | $12.48 \%$ | $10.81 \%$ | $7.69 \%$ |  |

## III．信 用 事 業

## 1．信用事業の考え方

## （1）貸出運営の考え方

JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など，農業及び地域経済の発展を支えるべく，組合員の必要とする資金の貸出を行っております。
貸付にあたっては，みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付を行っており，一部の組合員 だけにかたよらないように，一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し，貸出先の適正な審査を実施しております。また，あわせて地域の皆さまの生活にお役に立つよう，資金の貸出の推進も積極的に行ってまいります。

## JAバンクシステムについて

JAバンクシステムとは，ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し，より便利で安心な JAバンクになるため，全国のJA•信連•農林中央金庫の総合力を結集し，JAバンク法※1 に基づいた，実質的に「ひとつの金融機関」※2として活動していく新たな取組のことです。
このJAバンクシステムを活用し，全体の高度化，専門化などを進め，組合員•利用者の皆さま の満足度をより高めていきます。
※1 JAバンク法（再編強化法）‥「JAバンクシステムが確実に機能し，JAバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏 づけとして整備された法律です。
※2 ひとつの金融機関…………JAバンクはJAバンク会員（JA•都道府県段階で の信連•農林中央金庫）で構成されるグループ名 です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で，組合員，利用者の皆さまに，より身近でよ り便利なメインバンクとなることを目指しています。

JAバンクには，「JAバンク・セーフティネット」があります。

## 貯金保険制度〔貯金者を保護するための国の公的な制度〕

「貯金保険制度」は，貯金者保護のための国の公的な制度であり，JA•信連•農林中金などが加入しています。「貯金保険制度」の貯金者保護の仕組は「預金保護制度」（銀行•信金•信組•労金などが加入）と基本的に同じです。
この制度は政府•日銀•農林中金•信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており，JAなどから収納された保険料を原資に万一JAが経営破綻して貯金が払い戻しできなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護しま す。


## JAバンク支援基金等［JAバンク独自の支援制度］

JAバンクの健全性維持を支援するため，JA独自の取組を行っています。全国の JAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金｣などを活用し，個々のJAに よる経営健全性維持のための取組に必要なサポート（資金注入など）を行います。
また，万一緊急の事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助などの国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

## 2．信用事業の状況

## 利益総括表

（単位：百万円，\％）

|  | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 増減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 資 金 運 用 収 支 | 415 | 383 | $\triangle 32$ |
| 役 務 取 引 等 収 支 | 8 | 9 | 1 |
| その他信用事業収支 | $\triangle 11$ | $\triangle 7$ | 4 |
| 信 用 事 業 粗 利 益 | 423 | 391 | $\triangle 32$ |
| 信 用 事 業 粗 利 益 率 | 0．61\％ | 0．57\％ | $\triangle 0.04 \%$ |
| 事 業 粗 利 益 | 2，415 | 2，082 | $\triangle 333$ |
| 事 業 粗 利 益 率 | 2．92\％ | 2．51\％ | $\triangle 0.41 \%$ |
| 事 業 純 益 | 81 | $\triangle 330$ | $\triangle 411$ |
| 実 質 事 業 純 益 | 89 | $\triangle 304$ | $\triangle 393$ |
| コ ア 事 業 純 益 | － | － |  |
| $\begin{array}{\|llllll\|} \hline \text { コ } & \text { ア } & \text { 事 } & \text { 業 } & \text { 純 } & \text { 益 } \\ \hline \text { (投資信託解約損益を除く。) } \\ \hline \end{array}$ | － | － |  |

注1）事業粗利益は，全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。
注2）信用事業粗利益は次の算式により計算しております。
〔信用事業収益（その他経常収益を除く）一信用事業費用（その他経常費用を除く）〕
注3）信用事業粗利益率（\％）は次の算式により計算しております。
〔信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100〕
注4）事業粗利益率（\％）は次の算式により計算しております。
〔事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 $\times 100$ 〕

## 資金運用収支の内訳

|  | 令和3年度 |  |  | 令和4年度 |  |  |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資 金 運 用 勘 定 | 58,665 | 481 | $0.85 \%$ | 58,663 | 470 | $0.83 \%$ |
| うち預金 | 47,362 | 245 | $0.52 \%$ | 47,750 | 222 | $0.46 \%$ |
| 弓ち有価証券 | - | - | - | - | - | - |
| らち貸出金 | 11,303 | 174 | $1.54 \%$ | 10,913 | 164 | $1.50 \%$ |
|  | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資 金 調 達 勘 定 | 53,789 | 378 | $0.67 \%$ | 57,474 | 386 | $0.68 \%$ |
| 弓ち貯金•定期積金 | 56,138 | 4 | $0.01 \%$ | 56,352 | 3 | $0.00 \%$ |
| 弓ち借入金 | 1,251 | 1 | $0.09 \%$ | 1,122 | 1 | $0.06 \%$ |
| 総 資 金 利 ざ や |  |  |  | $0.18 \%$ |  |  |

注1）総資金利ざやは，次の算式により計算しております
［資金運用利回り一資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）〕
注2）経費率は，次の算式により計算しております。
〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金•定期積金＋借入金）平均残高 $\times 100$ 〕

## （受取•支払利息の増減額

（単位：百万円）

|  | 令和3年度増減額 | 令和4年度増減額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 受取利息 | $\triangle 18$ | $\triangle 15$ |
| らち預金 | $\triangle 3$ | 0 |
| らち有価証券 | － | － |
| らち貸出金 | $\triangle 15$ | $\triangle 15$ |
| 支払利息 | $\triangle 23$ | $\triangle 5$ |
| うち貯金•定期積金 | $\triangle 4$ | $\triangle 1$ |
| うち譲渡性貯金 | － | － |
| うち借入金 | $\triangle 19$ | $\triangle 4$ |
| 差引 | 5 | $\triangle 10$ |

注1）増減額は前年度対比です

## 囲 利益率

（単位：\％）

|  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
| :--- | ---: | ---: | ---: |
| 総資 産 経 常 利 益 率 | $0.52 \%$ | $0.19 \%$ | $\triangle 0.33 \%$ |
| 資 本 経 常 利 益 率 | $4.84 \%$ | $1.77 \%$ | $\triangle 3.07 \%$ |
| 総資産当期純利益率 | $0.46 \%$ | $0.15 \%$ | $\triangle 0.31 \%$ |
| 資本当期純利益率 | $4.33 \%$ | $1.42 \%$ | $\triangle 2.91 \%$ |

注1）次の算式により計算しております。
総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 $\times 100$
資本経常利益率 $=$ 経常利益／純資産勘定平均残高 $\times 100$
総資産当期純利益率 $=$ 当期純利益（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 $\times 100$資本当期純利益率 $=$ 当期純利益（税引後）／純資産勘定平均残高 $\times 100$

3．貯金に関する指標
－科目別貯金平均残高


注1）流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
注2）定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
注3）（ ）内は構成比です。

## 定期貯金残高

|  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 定期貯金 | 23，112（100\％） | 22，756（100\％） | $\triangle 356$ |
| らち固定金利定期 | 23，071（99．8\％） | 22，715（99．8\％） | $\triangle 356$ |
| うち変動金利定期 | 41 （ 0．2\％） | 41 （ 0．2\％） |  |

注1）固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
注2）変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
注3）（ ）内は構成比です。

## 貯金者別貯金残高

|  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 組 合 員 貯 金 | 46，386［83．1\％］ | 45，657［82．1\％］ | $\triangle 729$ |
| らち非営利法人 | 892 （ 1．6\％） | 1，181（ 2．1\％） | 289 |
| らち地方公共団体 | 654 （ 1．2\％） | 1，065（ 1．9\％） | 411 |
| 組 合 員以外の貯 金 | 9，458［16．9\％］ | 9，955［17．9\％］ | 497 |
| 合 計 | 55，844［100\％］ | 55，612［100\％］ | $\triangle 232$ |

注1）［ ］（ ）内は構成比です。

## 4．贅出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高
（単位：百万円）

|  |  |  |  | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  | 増 | 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 手 | 形 | 貸 | 付 | 308 | （ 1．6\％） | 278 | （ 1．5\％） |  | $\triangle 30$ |
| 証 | 書 | 貸 | 付 | 18，089 | （94．6\％） | 17，189 | （92．8\％） |  | $\triangle 900$ |
| 当 | 座 | 貸 | 越 | 725 | （ 3．8\％） | 1，051 | （ 5．7\％） |  | 326 |
| 割 | 引 | 手 | 形 | － |  | － |  |  |  |
| 合 |  |  | 計 | 19，123 | （100\％） | 18，520 | （100\％） |  | $\triangle 603$ |

貸出金の金利条件別内訳
（単位：百万円，\％）

|  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 | 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 固定 金 利 貸 出残 高 | 14，513 | 13，983 |  | $\triangle 530$ |
| 固定金利貸出構成比 | 79．6\％ | 80．2\％ |  |  |
| 変動 金 利 貸 出残 高 | 275 | 307 |  | 32 |
| 変動金利貸出構成比 | 1．5\％ | 1．8\％ |  |  |
| その他貸出残高 | 3，445 | 3，034 |  | 872 |
| その他貸出構成比 | 18．9\％ | 18．0\％ |  |  |
| 残 高 合 計 | 18，233 | 17，424 |  | 462 |

－貸出先別貸出金残高

| （単位：百万円，\％） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
| 組 合 員 貸 出 | 18，013［98．8\％］ | 17，098［98．1\％］ | $\triangle 915$ |
| 組合員以外の貸出 | 220 ［1．2\％］ | 326 ［1．9\％］ | 106 |
| らち地方公共団体 | － | － | － |
| うちその他非営利法人 | － | － | － |
| らちその他員外 | 220 （ 1．2\％） | 326 （ 1．9\％） | 106 |
| 合 計 | 18，233［100\％］ | 17，424［100\％］ | $\triangle 809$ |

注1）［ ］（ ）内は構成比です。

|  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 貯 金 等 | 48 | 52 | 4 |
| 有 価 証 券 |  |  |  |
| 動 産 |  |  |  |
| 不 動 産 |  |  |  |
| そ の 他 担 保 物 |  |  |  |
| 計 | 48 | 52 | 4 |
| 農業信用基金協会保証 | 14，760 | 13，961 | $\triangle 799$ |
| そ の 他 保 証 | 27 | 28 | 1 |
| 計 | 14，787 | 13，989 | $\triangle 798$ |
| 信 用 | 3，398 | 3，383 | $\triangle 15$ |
| 合 計 | 18，233 | 17，424 | $\triangle 809$ |

債務保証見返額の担保別内訳残高
（単位：百万円）

|  |  |  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 | 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 貯 | 金 | 等 |  |  |  |  |
| 有 | 価 証 | 券 |  |  |  |  |
| 動 |  | 産 |  |  |  |  |
| 不 | 動 | 産 | 397 | 250 |  | $\triangle 147$ |
| そ | の 他 担 保 | 物 |  |  |  |  |
|  | 計 |  | 397 | 250 |  | $\triangle 147$ |
| 信 |  | 用 |  |  |  |  |
| 合 |  | 計 | 397 | 250 |  | $\triangle 147$ |

貸出金の使途別内訳
（単位：百万円，\％）


|  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 | 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 農 業 | 15，871（87．0\％） | 15，104（86．7\％） |  | $\triangle 767$ |
| 林 業 |  |  |  |  |
| 水 産 業 |  |  |  |  |
| 製 造 業 |  |  |  |  |
| 鉱 業 |  |  |  |  |
| 建 設 業 |  |  |  |  |
| 電気・ガス・熱供給•水道業 |  |  |  |  |
| 運 輸 • 通 信 業 |  |  |  |  |
| 卸売•小売•飲 食 業 |  |  |  |  |
| 金 融－保 険 業 |  |  |  |  |
| 不 動 産 業 | 103 （ 0．6\％） | 97 （ 0．5\％） |  | $\triangle 6$ |
| サ－ビ ス 業 | 28 （ 0．2\％） | 30 （ 0．2\％） |  | 2 |
| 地 方 公 共 団 体 |  |  |  |  |
| そ の 他 | 2，231（12．2\％） | 2，193（12．6\％） |  | $\triangle 38$ |
| 合 計 | 18，233（100\％） | 17，424（100\％） |  | $\triangle 809$ |

注1）（ ）内は構成比です

## －貯貨率•眝証率

（単位：\％）

|  |  | 令和3年度 | 令和4年度 | 场 | 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 貯 貸 率 | 期 末 | 32．6\％ | 31．3\％ |  | $\triangle 1.4 \%$ |
|  | 期 中 平 均 | 34．1\％ | 32．9\％ |  | $\triangle 2.5 \%$ |
| 貯 証 率 | 期 末 | － | － |  | － |
|  | 期 中 平 均 | － | － |  | － |

注1）貯貸率（期 末）$=$ 貸出金残高／貯金残高 $\times 100$
注2）貯貸率（期中平均）$=$ 貸出金平均残高／貯金平均残高 $\times 100$
注3）貯証率（期 末）$=$ 有価証券残高／貯金残高 $\times 100$
注4）貯証率 $($ 期中平均 $)=$ 有価証券平均残高 $/$ 貯金平均残高 $\times 100$

## －主要な農業関係の貸出金残高

1）営農類型別
（単位：百万円）


注1）農業関係の貸出金とは，農業者，農業法人および農業関連団体等に対する農業生産•農業経営に必要な資金や，農産物の生産•加工•流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお，上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は，農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
注2）「その他農業」には，複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者，農業サービス業，農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2）資金種類別
［貸出金］
（単位：百万円）


注1）プロパー資金とは，当組合原資の資金を融資しているもののうち，制度資金以外のものをいいます。
注2）農業制度資金には，（1）地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの， （2）地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの，（3）日本政策金融公庫が直接融資するものがあり，ここでは（1）の転貸資金と（2）を対象と
注3）その他制度資金には，農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。
［受託貸付金］
（単位：百万円）

| 種 類 |  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 |  | 減 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | :---: | :---: |
| 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 | 9,354 | 13,288 | 3,934 |  |  |  |
| そ | 他 | 63 | 43 | $\triangle 20$ |  |  |
| 合 | 計 | 9,417 | 13,331 | 3,914 |  |  |

（注）日本政策金融公庫資金は，農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

5．農協法及ぴ金融再生法に基づく開示債権残高
（単位：百万円）


【令和3年度】


## 【令和4年度】



注1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始，更生手続開始，再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陷って
いる債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
注2）危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが，財政状態及び経営成績が悪化し，契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3）要管理債権
「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4）三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で，破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5）貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として，金利の減免，利息の支払猶予，元本 の返済猶予，債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で，破産更生債権及びこれらに準ずる債権，危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいま す

注6）正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして，上記に掲げる債権以外の ものに区分される債権をいいます。

6．有価証券に関する指標

## 種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）


該当する取引はありません。

## 商品有価証券種類別平均残高

|  |  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 | 減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 商 品 国 | 債 |  |  |  |  |
| 商 品 地 方 | 債 |  |  |  |  |
| 商 品 政 府 保 証 |  |  |  |  |  |
| 貸 付 商 品 債 |  |  |  |  |  |
| 合 | 計 |  |  |  |  |

該当する取引はありません。

## 有価証券残存期間別残高

|  | 1年以下 | $\begin{aligned} & \text { 1年超3 } \\ & \text { 年以下 } \end{aligned}$ | 3年超 5年以下 | $\begin{aligned} & 5 \text { 年超 } 7 \\ & \text { 年以下 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 7年超 } 10 \\ & \text { 年以下 } \end{aligned}$ | 10年超 | 期問の定 | 合 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 令和3年度 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 国 | 責 |  |  |  |  |  |  |  |
| 地 方 | 責 |  |  |  |  |  |  |  |
| 社 | 責 |  |  |  |  |  |  |  |
| 株 | 式 |  |  |  |  |  |  |  |
| その他の証券 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 令和4年度 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 国 | 責 |  |  |  |  |  |  |  |
| 地 方 偖 | 責 |  |  |  |  |  |  |  |
| 社 傃 | 責 |  |  |  |  |  |  |  |
| 株 | 式 |  |  |  |  |  |  |  |
| その他の証类 |  |  |  |  |  |  |  |  |

該当する取引はありません。

## 7．有価証券等の時価情報

## －有価証券の時価情報

［売買目的有価証券］
（単位：百万円）

|  | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的 <br> 有価証券 |  |  |  |  |

［満期保有目的有価証券］
（単位：百万円）

|  | 種類 | 令和 3 年度 |  |  | 令和 4 年度 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|  | 国債 |  |  |  |  |  |  |
|  | 地方債 |  |  |  |  |  |  |
|  | 小計 |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 时俩が貸借 } \\ & \text { 対挔計 } \\ & \text { 上頧を超え } \\ & \text { ないもの } \end{aligned}$ | 国債 |  |  |  |  |  |  |
|  | 地方債 |  |  |  |  |  |  |
|  | 小計 |  |  |  |  |  |  |
|  | 計 |  |  |  |  |  |  |

## ［その他有価証券］

（単位：百万円）

|  | 種類 | 令和3年度 |  |  | 令和 4 年度 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 貸借対照表計上額 | 又取得価額 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得価額又は償却原価 | 差額 |
|  | 株式 |  |  |  |  |  |  |
|  | 国債 |  |  |  |  |  |  |
|  | 地方債 |  |  |  |  |  |  |
|  | 小計 |  |  |  |  |  |  |
|  | 株式 |  |  |  |  |  |  |
|  | 国債 |  |  |  |  |  |  |
|  | 地方債 |  |  |  |  |  |  |
|  | 小計 |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |

## 有価証券の取扱はありません。

## －金銭の信託

［運用目的の金銭の信託］
（単位：百万円）

|  | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含ま れた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含ま れた評価差額 |
| 運用目的の金銭の信託 |  |  |  |  |

［満期保有目的の金銭の信託］

|  | 令和3年度 |  |  |  |  | 令和4年度 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |  |  | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |  | らち時価が貨借㸚照表 えないもの |
| 満期保有目的 の金銭の信託 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注1）時価は期末日における市場価格等によっております。
注2）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は，そ れぞれ「差額」の内訳であります。
（単位：百万円）

|  | 令和3年度 |  |  |  |  | 令和4年度 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 貸借対 } \\ \text { 照計 } \\ \text { 上額 } \end{array}$ | 取得原価 | 差額 | うち時価 <br> が貸借対 <br> 照表計上 <br> 額を超え <br> るもの | うち時価 <br> が貸借対 <br> 照表計上 <br> 額を超え <br> ないもの | 貸借対 <br> 照表計 <br> 上額 | 取得原価 | 差額 | うち時価 が貸借対照表計上額を超え るもの | うち時価 <br> が貸借対 <br> 照表計上 <br> 額を超え <br> ないもの |
| その他の金銭の信託 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

該当する取引はありません。

■ デリバティブ取引，金融等デリバティブ取引
有価証券関連店頭デリバティブ取引
該当する取引はありません。

## 8．貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| 区 分 | 令和3年度 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 期首残高 | 当期繰入額 | 当期取崩額 |  | 純繰入額 <br> （ 純取崩額） | 期末残高 |
|  |  |  | 目的使用 | その他 |  |  |
| 一般貸倒引当金 | 80 | 78 |  | 80 | － 2 | 78 |
| 個別貸倒引当金 |  | 10 |  | 0 | 10 | 10 |
| 合 計 | 80 | 88 | 0 | 80 | 8 | 88 |
|  | 令和4年度 |  |  |  |  |  |
| 区 分 | 期首残高 | 当期繰入額 | 当期取崩額 |  | 純繰入額 （ 純取崩額） | 期末残高 |
|  |  |  | 目的使用 | その他 |  |  |
| 一般 貸倒引当金 | 78 | 75 |  | 78 | － 3 | 75 |
| 個別貸倒引当金 | 10 | 40 |  | 10 | 30 | 40 |
| 合 計 | 88 | 115 | 0 | 88 | 27 | 115 |

## 9．貸出金賽却の類

|  |  | （単位：百万円） |  |
| :--- | :--- | :--- | :---: |
|  | 令和3年度 | 令和4年度 |  |
| 貸 出 金 償 却 額 |  | 0 |  |

## IV．その他の事業

## 1．営農指導事業

（単位：百万円）

|  | 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 賦課金 | 185 | 178 |
|  | 実費収入 | 47 | 45 |
|  | 指導受入補助金 | 20 | 8 |
|  | 受託指導収入 | 16 | 16 |
|  | 共同施設収益 | 29 | 28 |
|  | 基盤整備収益 | 2 |  |
|  | 緑地整備事業収益 | 200 | 205 |
|  | 計 | 499 | 480 |
| $\begin{aligned} & \text { 支 } \\ & \text { 出 } \end{aligned}$ | 営農改善指導費 | 16 | 19 |
|  | 教育情報費 | 16 | 16 |
|  | 生活改善費 | 24 | 24 |
|  | 指導支払補助金 | 17 | 8 |
|  | 営農指導雑支出 | 28 | 20 |
|  | 基盤整備費用 | 44 | 33 |
|  | 緑地整備事業費用 | 176 | 165 |
|  | 貸倒引当金繰入 |  |  |
|  | 計 | 321 | 285 |

## 2．共済事業

長期共済保有高
（単位：百万円）

|  |  | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 |
| $\begin{aligned} & \text { 生 } \\ & \text { 命 } \\ & \text { 系 } \end{aligned}$ | 終身共済 | 311 | 39，920 | 1，107 | 37，741 |
|  | 定期生命共済 | 225 | 425 | 170 | 595 |
|  | 養老生命共済 | 252 | 16，516 | 195 | 15，172 |
|  | こども共済 | 96 | 3，407 | 58 | 3，157 |
|  | 医療共済 |  | 285 |  | 242 |
|  | がん共済 |  | 3 |  | 3 |
|  | 定期医療共済 |  | 146 |  | 145 |
|  | 介護共済 |  | 21 |  | 16 |
|  | 年金共済 |  | 1，700 |  | 1，455 |
| 建物更生共済 |  | 8，768 | 73，777 | 6，625 | 74，639 |
|  | 合 計 | 9，556 | 132，793 | 8，097 | 130，007 |

注1）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し，金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。
注2）こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。
注3）JA共済はJA，全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており，共済契約が満期を迎えられたり，万一事故が起きた場合には，JA及び全国共済連の両者が連帯 して共済責任を負うことにより，より安心してご利用いただける仕組みになっております。 （短期共済についても同様です。）
注4）生活障害共済，特定重度疾病共済，認知症共済には死亡保障がないことから，「長期共済保有高」には記載せず，後掲「介護共済•生活障害共済•特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。
－医療系共済の共済金額保有高
（単位：百万円）

| 種 類 | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医療共済 |  | 10 |  | 10 |
| がん共済 | 16 | 17 | 23 | 42 |
| 定期医療共済 |  | 1 |  | 1 |
| 合 計 |  |  |  |  |

注1）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し，金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載 しています。なお，同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は，新たに欄を追加して記載するとともに，共済種類ごとの合計額を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高
（単位：百万円）

| 種 類 | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 介新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介護共済 |  | 21 | 3 | 19 |
| 認知症共済 |  |  |  |  |
| 生活障害共済（一時金型） | 35 | 125 |  | 130 |
| 生活障害共済（定期年金型） |  | 11 | 12 |  |
| 特定重度疾病共済 | 5 | 9 | 2 | 12 |
| 合 計 | 40 | 166 | 6 | 174 |

注1）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し，金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載 しています。
－年金共済の年金保有高
（単位：百万円）

| 種 類 | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年金開始前 | 1 | 116 |  | 109 |
| 年金開始後 |  | 181 |  | 185 |
| 合 計 | 1 | 181 | 294 |  |

注1）金額は，年金金額を記載しています。
－短期共済新契約高
（単位：百万円）

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 火災共済 | 16，027 | 15，883 |
| 自動車共済 | 327 | 321 |
| 傷害共済 | 48，957 | 55，458 |
| 団体定期生命共済 |  |  |
| 農機具損害共済 |  |  |
| 定額定期生命共済 |  |  |
| 賠償責任共済 |  | 1 |
| 自賠責共済 | 41 | 41 |

注1）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し，金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額は斜線）を記載しています。
注2）自動車共済，農機具損害共済，賠償責任共済，自賠責共済は掛金総額です。

## 3．販売事業

－販売品取扱実績
（単位：百万円）

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 生乳 | 36，171 | 35，418 |
| 受 乳用牛 | 2，217 | 1，726 |
| 託 肉用牛 | 5，483 | 4，312 |
| 品 その他 |  |  |
| 計 | 43，871 | 41，456 |
| 乳用牛 | 464 | 378 |
| 貫 肉用牛 | 70 | 70 |
| 取その他 |  |  |
| 品 計 | 534 | 448 |
| 生乳補給金 | 3，107 | 3，110 |
| 合 計 | 47，512 | 45，014 |

注1）受託品は税込み，買取品は税抜きで表示しております。

## 4．利用事業

（1）利用事業
（単位：百万円）

|  | 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 収 | 家畜登録収益 | 84 | 93 |
|  | 生乳集荷益 | 182 | 178 |
|  | ローリー収益 | 286 | 301 |
|  | その他利用収益 | 8 | 8 |
|  | 牧場収益 |  |  |
|  | 家畜受精料 | 733 | 790 |
|  | 家畜預託収益 | 512 | 601 |
|  | 生乳検査事業収益 | 45 | 42 |
|  | 生産改善指導収入 | 159 | 155 |
|  | 乳牛検定事業収益 | 95 | 93 |
|  | 計 | 2，104 | 2，261 |
| 支 | 家畜登錄費 | 69 | 75 |
|  | 生乳集荷費 | 201 | 196 |
|  | ローリー費用 | 225 | 244 |
|  | その他利用費用 | 19 | 16 |
|  | 牧場費用 |  |  |
|  | 家畜授精費 | 419 | 480 |
|  | 家畜預託費 | 360 | 462 |
|  | 生乳検査事業費 | 53 | 57 |
|  | 生産改善指導費 | 161 | 232 |
|  | 乳牛検定事業費 | 100 | 97 |
|  | 貸倒引当金繰入 |  |  |
|  | 計 | 1，607 | 1，859 |

2 介護事業
（単位：百万円）

|  | 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 収 } \\ & \text { 入 } \end{aligned}$ | 介護収益 | 83 | 88 |
|  | 介護委託事業収益 | 17 | 18 |
|  | 計 | 100 | 106 |
| 支 | 介護費用 | 76 | 88 |
|  | 介護委託事業費用 | 17 | 17 |
|  | 貸倒引当金 |  |  |
|  | 計 | 93 | 105 |

## 5．購買事業

－購買品供給実績
（単位：百万円）

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 飼料 | 12，079 | 13，293 |
| 肥料 | 1，627 | 2，327 |
| 農薬 | 67 | 67 |
| 温床資材 | 4 | 3 |
| 生 包装資材 |  |  |
| 産 農機具 | 2，258 | 2，140 |
| 資 自動車 | 78 | 65 |
| 材石油類 | 2，194 | 2，265 |
| 建築資材 | 4 | 4 |
| 種苗 | 165 | 181 |
| その他 | 1，485 | 1，567 |
| 計 | 19，961 | 21，912 |
| 食 米 | 41 | 39 |
| 料 生鮮食品 | 110 | 103 |
| 品 一般食品 | 183 | 172 |
| 生衣料品 | 2 | 2 |
| 物耐久消費財 |  |  |
| 資 日用雑貨 | 19 | 17 |
| 家庭用燃料 | 23 | 25 |
| その他 | 52 | 52 |
| 計 | 430 | 410 |
| 合 計 | 20，391 | 22，322 |

## V．自己資本の充実の状況

## 1．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円，\％）

| 項 目 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| コア資本に係る基礎項目 |  |  |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 8， 802 | 8， 864 |
| うち，出資金及び資本準備金の額 | 4， 024 | 4， 078 |
| らち，再評価積立金の額 | － | － |
| らち，利益剰余金の額 | 5，102 | 4，919 |
| らち，外部流出予定額（ $\triangle$ ） | $\triangle 311$ | $\triangle 91$ |
| らち，上記以外に該当するものの額 | $\triangle 13$ | $\triangle 42$ |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 78 | 75 |
| うち，一般貸倒引当金コア資本算入額 | 78 | 75 |
| らち，適格引当金コア資本算入額 | － | － |
| 適格旧資本調達手段の額のうち，コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額 | － | － |
| らち，回転出資金の額 | － | － |
| らち，上記以外に該当するものの額 | － | － |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち，コア資本に係る基礎項目の額に含まれ る額 | － | － |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の $45 \%$ に相当す る額のうち，コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － | － |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ） | 8，880 | 8，939 |
| コア資本に係る調整項目 |  |  |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの を除く）の額の合計額 | 7 | 9 |
| らち，のれんに係るものの額 | － | － |
| うち, のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係る もの以外の額 | 7 | 9 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額 | － | － |
| 適格引当金不足額 | － | － |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | － | － |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | － | － |
| 前払年金費用の額 | － | － |
|  | － | － |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | － | － |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | － | － |
| 特定項目に係る $10 \%$ 基準超過額 | － | － |
| らち，その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| らち，モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |


| らち，繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連す るものの額 | － | － |
| :---: | :---: | :---: |
| 特定項目に係る $15 \%$ 基準超過額 | － | － |
| らち，その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| らち，モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |
| らち，繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連す るものの額 | － | － |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 7 | 9 |
| 自己資本 |  |  |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ） | 8， 873 | 8，930 |
| リスク・アセット 等 |  |  |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 33， 226 | 36， 626 |
| 資産（オン・バランス）項目 | 32， 830 | 36， 376 |
| らち，経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 |  |  |
| らち，他の金融機関等向けエクスポージャー |  |  |
| らち，土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係 るものの額 |  |  |
| らち，上記以外に該当するものの額 |  |  |
| オフ・バランス項目 | 397 | 250 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を $8 \%$ で除して得た額 | 4，377 | 4，371 |
| 信用リスク・アセット調整額 |  |  |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 |  |  |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ） | 37，603 | 40，996 |
| 自己資本比率 |  |  |
| 自己資本比率（（八）／（二）） | 23．59\％ | 21．78\％ |

注）
1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁•農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2．当JAは，信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法，適格金融資産担保の適用については信用 リスク削減手法の簡便手法を，オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたつては基礎的手法を採用してい ます。
3．当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して，自己資本比率を計算しています。

## 2．自己資本の充実度に関する事項

（1）信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳
（単位：百万円）

| 信用リスク・アセット | 令和3年度 |  |  | 令和4年度 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { エクスポー } \\ \text { ジャーの期末 } \\ \text { 残高 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { リスク・ } \\ \text { アセット額 } \\ \text { a } \end{gathered}$ | 所要自己資本額 $\mathrm{b}=\mathrm{a} \times 4 \%$ | $\begin{gathered} \text { エクスポー } \\ \text { ジャーの期末 } \\ \text { 残高 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { リスク・ } \\ \text { アセット額 } \\ \text { a } \end{gathered}$ | 所要自己資本額 $b=a \times 4 \%$ |
| 現金 | 608 |  |  | 605 |  |  |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け |  |  |  |  |  |  |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け |  |  |  |  |  |  |
| 国際決済銀行等向け |  |  |  |  |  |  |
| 我が国の地方公共団体向け |  |  |  |  |  |  |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け |  |  |  |  |  |  |
| 国際開発銀行向け |  |  |  |  |  |  |
| 地方公共団体金融機構向け |  |  |  |  |  |  |
| 我が国の政府関係機関向け |  |  |  |  |  |  |
| 地方三公社向け |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 48，925 | 9，785 | 391 | 48，094 | 9，619 | 385 |
| 法人等向け | 514 | 492 | 20 | 639 | 617 | 25 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 3，010 | 2，132 | 85 | 2，737 | 1，938 | 78 |
| 抵当権付住宅ローン |  |  |  |  |  |  |
| 不動産取得等事業向け |  |  |  |  |  |  |
| 三月以上延滞等 |  |  |  | 100 | 93 | 4 |
| 取立未済手形 | 5 | 1 | 0 | 160 | 32 | 1 |
| 信用保証協会等保証付 | 14，791 | 1，424 | 57 | 13，991 | 1，346 | 54 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 |  |  |  |  |  |  |
| 共済約款貸付 |  |  |  |  |  |  |
| 出資等 | 1，487 | 1，487 | 59 | 1，488 | 1，488 | 60 |
| （らち出資等のエクスポージャー） | 1，487 | 1，487 | 59 | 1，488 | 1，488 | 60 |
| （らち重要な出資のエクスポージャー） |  |  |  |  |  |  |



| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞ | オペレーショナル・リスク相当額を $8 \%$ で除して得た額 <br> a | 所要自己資本額 $\mathrm{b}=\mathrm{a} \times 4 \%$ | オペレーショナル・リスク相当額を8\％で除して得た額 <br> a | 所要自己資本額 $\mathrm{b}=\mathrm{a} \times 4 \%$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 4，476 | 179 | 4，371 | 175 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等（分母）合計 <br> a | 所要自己資本額 $\mathrm{b}=\mathrm{a} \times 4 \%$ | リスク・アセット等（分母）合計 <br> a | 所要自己資本額 $b=a \times 4 \%$ |
|  | 37，702 | 1，508 | 40，996 | 1，640 |

注1）「リスク・アセット額」の欄には，信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
注2）「エクスポージャー」とは，リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい，具体的に は貸出金や有価証券等が該当します。
注3）「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」，「法人等向 け」等においてリスク・ウエイトが $150 \%$ になったエクスポージャーのことです。
注4）「出資等」とは，出資等エクスポージャー，重要な出資のエクスポージャーが該当します。
注5）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは，原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上 のエクスポージャーに階層化し，その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかか るエクスポージャーのことです。

注6）「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは，土地再評価差額金に係る経過措置によ るリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・ア セットの額に算入したものが該当します。
注7）「上記以外」には，未決済取引・その他の資産（固定資産等）•間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
注8）オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたつて，当JAでは基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を $8 \%$ で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
粗利益（直近 3 年間のうち正の値の合計額）$\times 15 \%$
直近3年間のらち粗利益が正の値であった年数

## 3．信用リスクに関する事項

## （1）標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出し ています。また，信用リスク・アセットの算出にあたって，リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等 は次のとおりです。
（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付け のみ使用し，非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
| :--- |
| 株式会社格付投資情報センター（R\＆I ） |
| 株式会社日本格付研究所（JCR） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody＇s） |
| S\＆Pグローバル・レーティング（S\＆P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（Fitch） |

注1）「リスク・ウエイト」とは，当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出する ための掛目のことです。
（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは，主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適 格 格 付 機 関 | カントリー・リスク・スコア |
| :---: | :---: | :---: |
| 金融機関向けエクスポージャー |  | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー（長期） | R\＆I，Moody＇s，JCR，S\＆P，Fitch |  |
| 法人等向けエクスポージャー（短期） | R\＆I，Moody＇s，JCR，S\＆P，Fitch |  |

（2）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別，業種別，残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

|  | 令和3年度 |  |  |  | 令和4年度 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 信用リスクに関するエクス ポージャーの残高 | らち貸出金等 | うち債券 | $\begin{aligned} & \text { 三月以上延 } \\ & \text { 滞エクス } \\ & \text { ポージャー } \end{aligned}$ | 信用リスクに関するエクス <br> ポージャーの <br> 残高 | うち貸出金等 | うち債券 | $\begin{gathered} \text { 三月以上延 } \\ \text { 滞エクス } \\ \text { ポージャー } \end{gathered}$ |
| 農業 | 6，567 | 6，567 | － | － | 6，491 | 6，491 | － | － |
| 林業 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 水産業 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 製造業 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 鉱業 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 建設•不動産業 | 103 | 103 | － | － | 97 | 97 | － | － |
| $\begin{aligned} & \text { 法電気・ガス・熱供 } \\ & \text { 給•水道業 } \end{aligned}$ | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 運輸•通信業 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 金融•保険業 | 48，912 | － | － | － | 48，237 | － | － | － |
| 卸売•小売•飲食・サービス業 | 29 | 29 | － | － | 31 | 31 | － | － |
| 日本国政府•地方公共団体 | 58 | 58 | － | － | 49 | 49 | － | － |
| 上記以外 | 3，560 | 221 | － | 0 | 4，631 | 202 | － | － |
| 個 人 | 11，406 | 11，406 | － | － | 10，705 | 10，705 | － | 84 |
| その他 | 13，723 | 397 | － | － | 14，550 | 250 | － | － |
| 業種別残高計 | 84，359 | 18，781 | － | 0 | 84，792 | 17，825 | － | 100 |
| 1年以下 | 49，363 | 456 | － | － | 46，500 | 423 | － | － |
| 1 年超 3 年以下 | 968 | 968 | － | － | 2，872 | 872 | － | － |
| 3 年超 5 年以下 | 1，683 | 1，683 | － | － | 1，471 | 1，471 | － | － |
| 5 年超7年以下 | 1，387 | 1，387 | － | － | 1，235 | 1，235 | － | － |
| 7 年超 10 年以下 | 2，101 | 2，101 | － | － | 2，422 | 2，422 | － | － |
| 10年超 | 11，370 | 11，370 | － | － | 10，217 | 10，217 | － | － |
| 期限の定めのないもの | 17，487 | 817 | － | － | 20，075 | 1，185 | － | － |
| 残存期間別残高計 | 84，359 | 18，781 | － | － | 84，792 | 17，825 | － | － |
| 信用リスク期末残高 | 84，359 | 18，781 | － | － | 84，792 | 17，825 | － | － |
| $\begin{aligned} & \text { 信用リスク } \\ & \text { 平均残高 } \end{aligned}$ | 42，524 | 19，242 | － | 0 | 66，356 | 18，637 | － | － |

注1）国外のエクスポージャーは該当ありませんので，地域別の区分は省略しております。
注2）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には，資産（自己資本控除となるもの，リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャーに該当するもの，証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・ バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
注3）「その他」には，現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
注4）「三月以上延滞エクスポージャー」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞してい るエクスポージャーのことです。
（3）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
（単位：百万円）

|  | 令和3年度 |  |  |  |  |  | 令和4年度 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |  | 増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |  | 増減額 | 期末残高 |
|  |  |  | 目的使用 | その他 |  |  |  |  | 目的使用 | その他 |  |  |
| 一般貸倒引当金 | 80 | 78 |  | 80 | $\triangle 2$ | 78 | 78 | 75 |  | 78 | $\triangle 3$ | 75 |
| 個別貸倒引当金 |  | 10 |  |  | 10 | 10 | 10 | 40 |  | 10 | 30 | 40 |

（4）地域別•業種別の個別貸倒引当金の期末残高•期中増減額及び貸出金償却の額
（単位：百万円）

|  |  | 令和3年度 |  |  |  |  |  | 令和4年度 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |  | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |  | 期末残高 | 貸出金償却 |
|  |  | 目的使用 |  | その他 | 目的使用 |  |  |  |  | その他 |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 法 } \\ & \text { 人 } \end{aligned}$ | 農業 |  |  |  |  |  |  |  |  | 8 |  |  | 8 |  |
|  | 林業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 水産業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 製造業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 鉱業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 建設•不動産 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 電気・ガス・熱供給•水道業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 運輸•通信業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 金融•保険業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 卸売•小売•飲食・サービス業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 上記以外 |  | 1 |  |  | 1 |  | 1 |  |  | 1 |  |  |
|  | 個 人 |  |  |  |  |  |  |  | 30 |  |  | 30 |  |
|  | 美種別計 |  | 1 |  |  | 1 |  | 1 | 38 |  | 1 | 38 |  |

注1）国外のエクスポージャーは該当ありませんので，地域別の区分は省略しております。
（5）信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250\％を適用する残高

|  |  | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 信用リ | リスク・ウエイト0\％ | 1，339 | 1，291 |
|  | リスク・ウエイト2\％ |  |  |
|  | リスク・ウエイト4\％ |  |  |
|  | リスク・ウエイト10\％ | 14，239 | 13，465 |
| ク | リスク・ウエイト20\％ | 48，934 | 48，272 |
| 減 | リスク・ウエイト35\％ |  |  |
| 里 | リスク・ウエイト50\％ | 24 | 10 |
| 家 | リスク・ウエイト75\％ | 2，826 | 2，572 |
| 後 | リスク・ウエイト100\％ | 15，073 | 16，070 |
| 高 | リスク・ウエイト150\％ |  | 100 |
|  | リスク・ウエイト $250 \%$ | 1，925 | 3，011 |
| その他 |  |  |  |
| リスク・ウェイト 1250\％ |  |  |  |
| 自己資本控除額 |  |  |  |
|  | 合 計 | 84，359 | 84，791 |

注）
1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には，資産（自己資本控除となるもの，リス ク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの，証券化エクスポー ジャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額 を含みます。
2．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては，経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また，経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3． $1250 \%$ には，非同時決済取引に係るもの，信用リスク削減手法として用いる保証又はク レジット・デリバティブの免責額に係るもの，重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ ウェイト $1250 \%$ を適用したエクスポージャーがあります。

## 4．信用リスク削減手法に関する事項

## （1）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは，自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出に おいて，エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合 に，エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて，担保や保証人に対するリスク・ウエイ
トを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。
当 J Aでは，信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。
信用リスク削減手法として，「適格金融資産担保」，「保証」，「貸出金と自組合貯金の相殺」 を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは，エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が，取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では，適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法 を用いています。

保証については，被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等，我が国の地方公共団体，地方公共団体金融機構，我が国の政府関係機関，外国の中央政府以外の公共部門，国際開発銀行，及び金融機関または第一種金融商品取引業者，これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし，エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について，被保証債権のリスク・ウエイトに代えて，保証人の リスク・ウエイトを適用しています。
ただし，証券化エクスポージャーについては，これら以外の主体で保証提供時に長期格付 がA－またはA3以上で，算定基準日に長期格付がBBB－またはBaa3以上の格付を付与しているも のを適格保証人とし，エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分につい て，被保証債権のリスク・ウェイトに代えて，保証人のリスク・ウェイトを適用していま す。

貸出金と自組合貯金の相殺については，（1）取引相手の債務超過，破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず，貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること，（2）同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること，③自組合貯金が継続されな いリスクが監視及び管理されていること，（4）貸出金と自組合貯金の相殺後の額が，監視およ び管理されていること，の条件をすべて満たす場合に，相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は，一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直 し行っています。なお，主要な担保の種類は自組合貯金です。
（2）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

|  | 令和3年度 |  | 令和 4 年度 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 適格金融資産担保 | 保証 | 適格金融 資産担保 | 保証 |
| 地方公共団体金融幾構向け |  |  |  |  |
| 我が国の政府関倸機関向け |  |  |  |  |
| 地方三公社向け |  |  |  |  |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け |  |  |  |  |
| 法人等向け | 22 |  | 22 |  |
| 中小企業等向け及 び個人向け | 13 | 27 | 15 | 27 |
| 抵当権付住宅 |  |  |  |  |
| 不動産取得等事 業可け |  |  |  |  |
| 三月以上延滞等 |  |  |  |  |
| 証券化 |  |  |  |  |
| $\begin{array}{\|l} \hline \text { 中央清算機関関 } \\ \text { 連 } \end{array}$ |  |  |  |  |
| 上記以外 |  |  |  |  |
| 合 計 | 35 | 27 | 37 | 27 |

注1）「エクスポージャー」とは，資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
注2）「我が国の政府関係機関向け」には，「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。
注3）「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」，「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが $150 \%$ になったエクスポージャーのことです。
注4）「上記以外」には，現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## 5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6．証券化エクスポージャーに関する事項

```
該当する取引はありません。
```


## 7．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

（1）出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは，主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり，当 J Aにおいて は，これらを①会社および関連会社株式，（2）系統および系統外出資に区分して管理し ています。
（1）子会社および関連会社については，経営上も密接な連携を図ることにより，当 J A の事業のより効率的運営を目的として，株式を保有しています。これらの会社の経営に ついては毎期の決算書類の分析の他，毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
（2）系統出資については，会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加 え，日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており，系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお，これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については，（1）子会社および関連会社については，取得原価を記載し，毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を純資産の部に計上しています。（2）系統および系統外出資については，取得原価 を記載し，毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また，評価等重要な会計方針の変更等があれば，注記表にその旨記載することとしています。
（2）出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

|  | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 3，339 | 3，339 | 4，429 | 4，429 |
| 合計 | 3，339 | 3，339 | 4，429 | 4，429 |

注）「時価評価額」は，時価のあるものは時価，時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
（単位：百万円）

| 令和3年度 |  |  |  | 令和4年度 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | ---: | :---: |
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |  |  |
| 0 | 0 |  | 0 |  | 0 |  |  |
| 0 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |  |

（4）貸借対照表で認識され，損益計算書で認識されない評価損益の額 （その他有価証券の評価損益等）

| 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |

（5）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社•関連会社株式の評価損益等）
（単位：百万円）

| 令和3年度 |  | 令和4年度 |  |  |
| :---: | :---: | :--- | :--- | :--- |
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |  |
| 0 |  | 0 |  | 0 |

8．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

|  | 令和3年度 | 令和4年度 |
| :--- | ---: | ---: |
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |
| 蓋然性方式（250\％）を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |
| 然然性方式（400\％）を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |
| フオールバック方式（1250\％）を適用するエク <br> スポーシシャー | 0 | 0 |



## 9．金利リスクに関する事項

## （1）金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは，金利変動に伴い損失を被るリスクで，資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在す る中で金利が変動することにより，利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。
ゝリスク管理の方針および手続の概要
－リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは，金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し，適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については，個別の管理指標 の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
－リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは，自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分
析などを行いリスク削減に努めています。
－金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として，月次でIRRBBを計測しています。
$\diamond$ 金利リスクの算定手法の概要
当JAでは，経済価値ベースの金利リスク量（ $\triangle \mathrm{EVE}$ ）については，金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と，標準的な金利ショックを与えたイールドカー ブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており，金利ショックの幅は，上方パラレルシフト，下方パラレルシフト，スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用して おります。
－流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0．003年です。
－流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
－流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については，金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
－固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
－複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提（計算にあたつて割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
- 定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお，当該スプレッド は金利変動ショックの設定上は不変としています。
内部モデルは使用しておりません。
－計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
$\diamond \Delta \mathrm{EVEおよび} \Delta \mathrm{NII以}$ 外の金利リスクを計測している場合における，当該金利リスクに関する事項
－金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
－金利リスク計測の前提およびその意味（特に，農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象と
なる $\triangle \mathrm{EVEおよび} \triangle \mathrm{NII}$ と大きく異なる点
特段ありません。
金利リスクは，運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク $=$ 運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（ $\triangle$ ）
（2）金利リスクに関する事項
（単位：百万円）

| IRRBB1：金利リスク |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 項 |  | $\triangle \mathrm{EVE}$ |  | $\triangle \mathrm{NII}$ |  |
|  |  | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 58 | 108 | 12 | 10 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 151 | 215 | $\square$ | ， |
| 4 | 最大値 | 151 | 215 | 12 | 10 |
| ， |  | 当期末 |  | 前期末 |  |
| 5 | 自己資本の額 |  | 8，930 |  | 8，873 |



## VI．財務諸表の正確性等にかかる確認

## 確 認 書

1 私は，当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロー ジャー誌に記載した内容のうち，財務諸表作成に関するすべての重要な点において，農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2 この確認を行うに当たり，財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され，有効に機能し ていることを確認しております。
（1）業務分掌と所管部署が明確化され，各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されており ます。
（2）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性•有効性を検証して おり，重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
（3）重要な経営情報については，理事会等へ適切に付議•報告されております。

令和5年7月1日
道東あさひ農業協同組合
代表理事組合長
15

H21． 4 道東あさひ農業協同組合開所式合併記念貯金キャンペーン旧JA根室解散式
旧JA上春別決算報告会，旧JA西春別決算報告会
5 旧JA上春別解散式
旧JAべつかい解散式
6 道東あさひ農業協同組合発足式
〔JA道東あさひ発足〕

| 正組合員数 | 738人 | 正職員数 | 233 人 | 理事数 | 17人 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 准組合員数 | 1，542人 | 準職員数 | 50人 | 監事数 | 6人 |
| 出資金 |  | 3，161百万円 |  |  |  |
| 預金残高 |  | 28，198百万円 |  |  |  |
| 貸出金残高 |  | 24，998百万円 |  |  |  |
| 貯金残高 |  | 38，275百万円 |  |  |  |
| 借入金残高 |  | 11，794百万円 |  |  |  |
| 長期共済保有高 |  | 166，546百万円 |  |  |  |
| 販売品販売高 |  | 34，882百万円 |  |  |  |
| 購買品供給高 |  | 17，982百万円 |  |  |  |

H23． 6 第1次地域農業振興計画及びJA経営5力年計画樹立
H24． 5 JA道東あさひとJA湘南姉妹農協締結
H25． 5 JA道東あさひ本所事務所建設地鎮祭
H25． 10 JA道東あさひ別海給油所セルフ給油導入
H26． 6 JA道東あさひ本所事務所建設竣工式•落成式
H28． 6 第2次地域農業振興計画及びJA経営5力年計画樹立
H29． 7 JA道東あさひ子会社「株式会社ASAHIサポートセンター」設立
R 1． 7 JA道東あさひキャトルセンター竣工式
R 1． 11 JA道東あさひ設立 10 周年記念式典
R 3． 6 第3次地域農業振興計画及びJA経営5力年計画樹立
R 4． 10 JA道東あさひ根室支所事務所建設地鎮祭

当JAは，平成21年4月1日に上春別農業協同組合，西春別農業協同組合，別海農業協同組合，根室農業協同組合の4JAが合併し，新規に道東あさひ農業協同組合を設立しております。

## 〔名称の由来〕

「JA道東あさひ」は，日本列島の中で「あさひ」が一番早く昇る北海道の「道東」の広大な大地 に相応しいイメージと，地域にも馴染み，また誰からも親しんでもらえる名称として，公募により数百に及ぶ候補名称の中から選ばれたものです。

## 【4JA合併の経緯】

別海町は町内に複数ある町内農協の合併を提案。1994年に町が酪農対策室を設置し，研究会が発足する。翌95年から合併検討委員会として2年間，97年から1年間は推進委員会として論議が行われたが，このときは合併が成立しなかった。合併が成立しなかったことで酪農対策室 は解散。
01年合併論議が再開し，研究会が再発足する。07年に検討委員会，08年6月に合併に向け た推進委員会への移行が各JAの総会で承認される。08年11月17日に予備契約調印式を経 て，12月4日に各4JA臨時総会で合併が承認され，最初の合併の呼び掛けから15年を要し， 2009年4月1日に新「JA道東あさひ」が誕生する。

## VIII．ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。 なお，同規則，告示に規定する開示項目は次のとおりです。
＜組合単体 農業協同組合施行規則第204条関係＞


\begin{tabular}{|c|c|}
\hline 開示項目 \& 記載項目 \\
\hline \begin{tabular}{l}
－使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 \\
- 主要な農業関係の貸出実績 \\
- 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 \\
－貯貸率の期末値及び期中平均値 \\
有価証券に関する指標 \\
－商品有価証券の種類別（商品国債，商品地方債，商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。） の平均残高 \\
－有価証券の種類別（国債，地方債，短期社債，社債，株式，外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 \\
- 有価証券の種類別の平均残高 \\
- 貯証率の期末値及び期中平均値
\end{tabular} \& \\
\hline \multicolumn{2}{|l|}{－業務の運営に関する事項} \\
\hline \begin{tabular}{l}
○リスク管理の体制 \\
○法令遵守の体制 \\
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 \\
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
\end{tabular} \& I -5
I -5
I -4

I -5 <br>
\hline \multicolumn{2}{|l|}{－組合の直近の2事業年度における財産の状況} <br>

\hline | ○貸借対照表，損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 |
| :--- |
| ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 |
| - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 |
| - 危険債権 |
| - 三月以上延滞債権 |
| - 貸出条件緩和債権 |
| - 正常債権 | \& II -3

III－5 <br>
\hline ○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権，延滞債権，3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 \& 該当なし <br>

\hline | O自己資本の充実の状況 |
| :--- |
| ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額，時価及び評価損益 | \& VII－7 <br>


\hline | - 有価証券 |
| :--- |
| - 金銭の信託 |
| - デリバティブ取引 |
| - 金融等デリバティブ取引 |
| - 有価証券店頭デリバティブ取引 | \& <br>

\hline ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 \& III－8 <br>
\hline ○貸出金償却の額 \& III－9 <br>
\hline ○会計監査人設置組合にあっては，法第37条の2第3項の規定 に基づき会計監査人の監査を受けている旨 \& I－3（6） <br>
\hline
\end{tabular}

＜組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）＞

| －開示項目 | 記載項目 |
| :---: | :---: |
| ○ 自己資本の構成に関する開示事項 | V－1 |
| ○ 定性的開示事項 |  |
| －自己資本調達手段の概要 | I－6（2） |
| －組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | I－6（2） |
| －信用リスクに関する事項 | $\mathrm{I}-5(1), \mathrm{V}-3(1)$ |
| －信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | V－4（1） |
| －派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | V－5 |
| －証券化エクスポージャーに関する事項 | V－6 |
| －オペレーショナル・リスクに関する事項 | I－54 |
| －出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | $\mathrm{V}-7$（1） |
| －金利リスクに関する事項 | V－8（1） |
| ○ 定量的開示事項 |  |
| －自己資本の充実度に関する事項 | $\mathrm{V}-2$ |
| －信用リスクに関する事項 | V－3（2）～（5） |
| －信用リスク削減手法に関する事項 | V－4（2） |
| －派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | V－5 |
| －証券化エクスポージャーに関する事項 | V－6 |
| －出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | $\mathrm{V}-7(2) \sim$（5） |
| －信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 | V－8 |
| －金利リスクに関する事項 | V－9 |

## 」A道東あさひ

道東あさひ農業協同組合 〒086－0214 野付郡別海町別海緑町116番地9代表 Tel．0153－75－2201 Fax．0153－75－2135
本所（別海支所）野付郡別海町別海緑町116番地9 Tel．0153－75－2201
上春別支所野付郡別海町上春別栄町17番地 Tel．0153－75－6001
西 春 別 支 所 野付郡別海町西春別駅前寿町15番地 Tel．0153－77－2111
根 室 支 所 根室市光和町1 J目15番地 Tel．0153－22－2121


[^0]:    草地整備事業の活用•JA助成事業の推進と家畜ふん尿の適正管理に向けて，水環境に影響を及ぼさない適正管理への継続啓蒙に努めるとともに，草地整備事業について，飼料価格高騰による畜産経営への影響緩和のた め生産コスト削減•資料自給率向上への取り組みについて，引き続き事業の補完に際し実績管理に取り組んで参 ります。また，農地の流動化対策•担い手育成と確保•後継者対策の推進，各下部組織の活動推進に取り組むほ か，健康管理と労災保険，農業者年金の加入推進について関係部署および関係機関と連携し取り組んで参りま す。

    本年の農家経済においては，厳しい経済状況のなか乳牛の疾病や乳品質問題などさらに生乳生産抑制対策と重なり，クミカン収支においても計画との差異が大きく増加するなど，組合員間の経済的格差がさらに拡大している状況にあります。そのことを踏まえ，経営安定に向け重点対応の選定者，特定組合員に対し優先順位をつけた中 で，改善策の提案や酪農技術コンサルタント対応など関係機関の協力のもと取り組んで参りました。また，施設老朽化•労働力不足など個々が抱える課題と将来構想を踏まえ，計画性をもった施設設備や補改修とともに，省力化機械の導入支援など，労働力•乳牛飼養環境の改善に向け家族を含めた協議対応に取り組んで参りました。

